別紙1

（素案）

第4次八王子市農業振興計画

～好循環を生み出す活力ある都市農業～

令和9年（2027 年）　月

八　王　子　市

— 目 次 —

第1章　計画の趣旨
1　農業振興計画の背景と目的…… 2
2　計画の概要 …… 2
3　計画期間と計画の位置づけ…… 2

第2章　八王子農業の現状と課題
1　八王子市の概況 …… 5
(1)位置、地形…… 5
(2)人口…… 6

2　八王子農業の現状…… 7
(1)農業の特徴…… 7
(2)地域別農業振興の特徴
（市街化区域（生産緑地等）・市街化調整区域（農業振興地域を含む）） …… 8
(3)農地面積と利用形態…… 11
(4)農家の規模と構成 ……12
(5)経営規模別経営体数と農業従事者数 ……14
(6)主要な作物 ……16
(7)農業収入 ……17
(8)農産物の販売方法 ……17
(9)これからの農業 ……19

3　今後の八王子農業の方向性 …… 20
(1)担い手の確保と農業経営の安定化…… 20
(2)農地の保全と有効活用 …… 20
(3)生産性の向上と販路の確保・拡大 …… 20
(4)農業に対する市民の理解と交流…… 20

第3章　八王子農業の基本方針
1　八王子農業の基本理念と将来像…… 22
(1)八王子農業の基本理念…… 22
(2)八王子農業の将来像 …… 22
(3)八王子農業の振興施策 …… 23
(4)施策の体系図 …… 24

第4章　農業振興の基本計画

1　将来像実現のための施策展開…… 26
（1）意欲ある農業者の育成と確保…… 27
（2）農地の保全と活用促進 …… 29
（3）持続可能な農業生産と付加価値農業・地産地消の推進……31
（4）地域で共創する農業の推進 …… 33

2　将来指標…… 35
（1）成果指標 …… 35
（2）個別指標 …… 36

3　営農類型と経営モデル …… 38
（1）野菜を中心とした農業経営…… 38
（2）水稲を中心とした農業経営 …… 39
（3）花き・果樹・植木等を中心とした農業経営 …… 39
（4）畜産を中心とした農業経営 …… 40

資　料

資料1　八王子市農業振興計画懇談会参加者名簿 …… 43
資料2　八王子市農業振興計画懇談会開催要綱…… 44
資料3　八王子市農業振興計画懇談会開催経過 …… 46
資料4　「第４次八王子市農業振興計画（素案）」のパブリックコメント
　　の結果について…… 47
資料5　八王子市農業振興計画策定のための農家アンケート結果 …… 48
資料6　用語解説 …… 53

第1章 計画の趣旨

1　農業振興計画の背景と目的

市ではこれまで、平成28年4月に策定した第3次八王子市農業振興計画「好循環を生み出す活力ある都市農業」に基づき、魅力と活力あふれる産業としての農業振興を図るため、様々な施策を展開してきました。

八王子市の農業は、首都圏に位置する都市近郊農業として、新鮮で安全な農畜産物の供給に加え、緑地の保全や防災機能、地域コミュニティの形成など、多面的な役割を担ってきました。第3次農業振興計画においては、担い手支援や地産地消の推進、農地の保全と活用などの施策を通じ、都市と農業の共存に一定の成果を上げてきました。一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足は依然として深刻であり、農地の減少や遊休化、市街化の進展による営農環境の変化など、構造的課題が継続しています。

さらに近年は、気候変動による異常気象や国際情勢の不安定化、資材価格の高騰等により、農業経営において不確実な要素が増しており、地域における食料供給力の確保と持続可能な農業への転換が強く求められています。また、消費者の安全・安心志向の高まりや環境配慮型農業への関心の増大など、農業を取り巻く環境も多様化しています。

このような状況を踏まえ、第4次農業振興計画においては、第3次農業振興計画の成果と課題を継承・発展させつつ、担い手の確保・育成と農業経営基盤の強化、農地の一層の保全と有効活用を図るとともに、都市近郊という立地特性を活かした高付加価値型農業や地産地消のさらなる推進を目指す必要があります。あわせて、環境負荷の低減や多面的機能の発揮、地域住民との共創を通じて、持続可能で魅力ある都市農業を確立し、将来にわたり地域を支える農業の実現を目的として本計画を策定し、さらなる農業の振興を図っていきます。

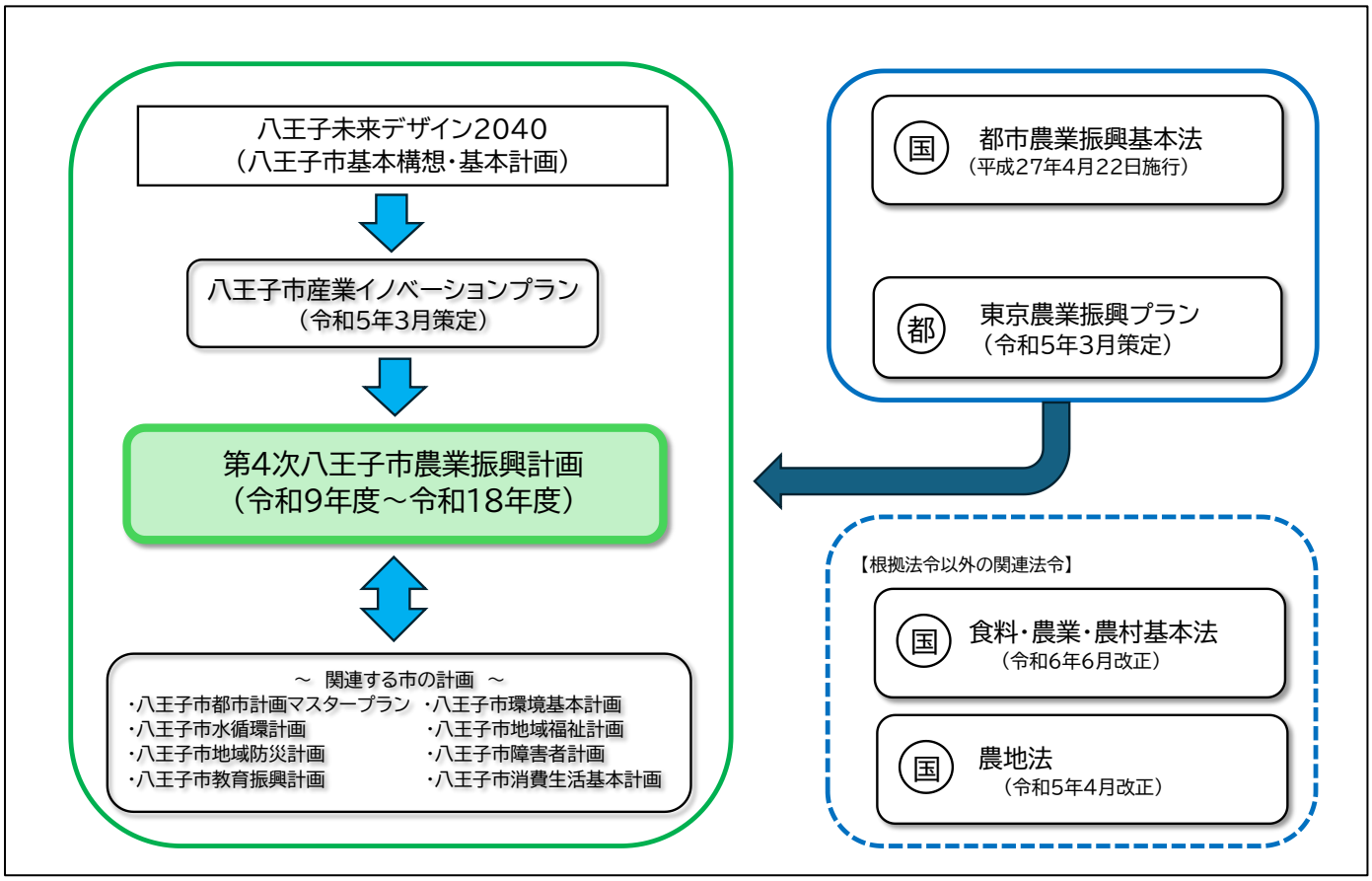
2　計画の概要

この計画は、東京都の「東京農業振興プラン」の基本的な考え方を踏まえ、本市の農業を取り巻く環境や課題に対応しながら、持続可能な都市農業の振興と地域の活性化を推進するための基本方針と施策の方向性を示したものです。また、この計画の実現に向けて、市が取り組む施策を明らかにするとともに、農業者、農業団体、市民、東京都、市その他関係機関が連携・協働して取り組むための指針とした内容としています。

3　計画期間と計画の位置づけ

この計画は、国・東京都の計画やプラン・方針を踏まえた上で八王子市基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」に即し、その個別計画である「八王子市産業イノベーションプラン」に基づく農業分野の個別計画として策定するものです。計画期間は、令和9年度（2027年度）からおおむね10年後を見据えた計画としています。また、この計画は、都市農業振興基本法第10条に基づく地方計画として位置付け、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます

第4次八王子市農業振興計画の位置付け





実りの秋を迎えた高月町の水田

第2章 八王子農業の現状と課題

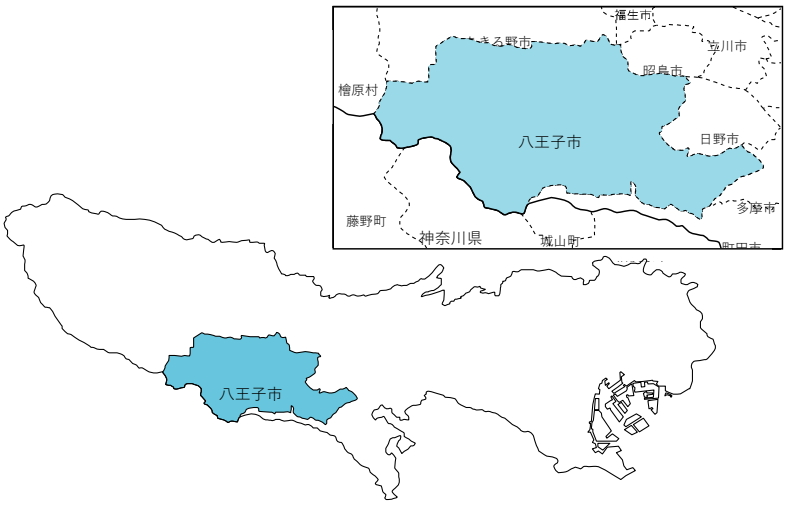
1　八王子市の概況

(1)位置、地形

八王子市は、東京都心から西へ約40キロメートル、新宿から電車で約40分の距離に位置しています。地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海抜200メートルから800メートルほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。市域は約186㎢と都内有数の広さを有し、市内には、浅川をはじめ17の一級河川が流れ、豊かな水と緑に恵まれた自然環境が形成されています。

また、ミシュラン三つ星観光地として知られる高尾山をはじめ、多様な自然資源を有するとともに、滝山城跡や八王子城跡、八王子車人形など歴史や文化に育まれた地域資源にも恵まれています。このほか、21の大学等が立地する全国有数の学園都市として、約9万人の学生が学び、多様な人々が集う活力あるまちとなっています。

中心市街地では都市化が進展しているものの、周辺部には農地や樹林地が広がり、都市と自然、農業が共存する特色ある景観が維持されています。市内北部の高月地区には都内有数の水田地帯が広がり、南部の小比企地区では野菜栽培を中心とした農業が営まれるなど、地域の特性を活かした多様な農業生産が行われています。このような恵まれた立地や自然環境は、農業の生産基盤であるとともに、市民に潤いと安らぎを提供する貴重な地域資源となっています。

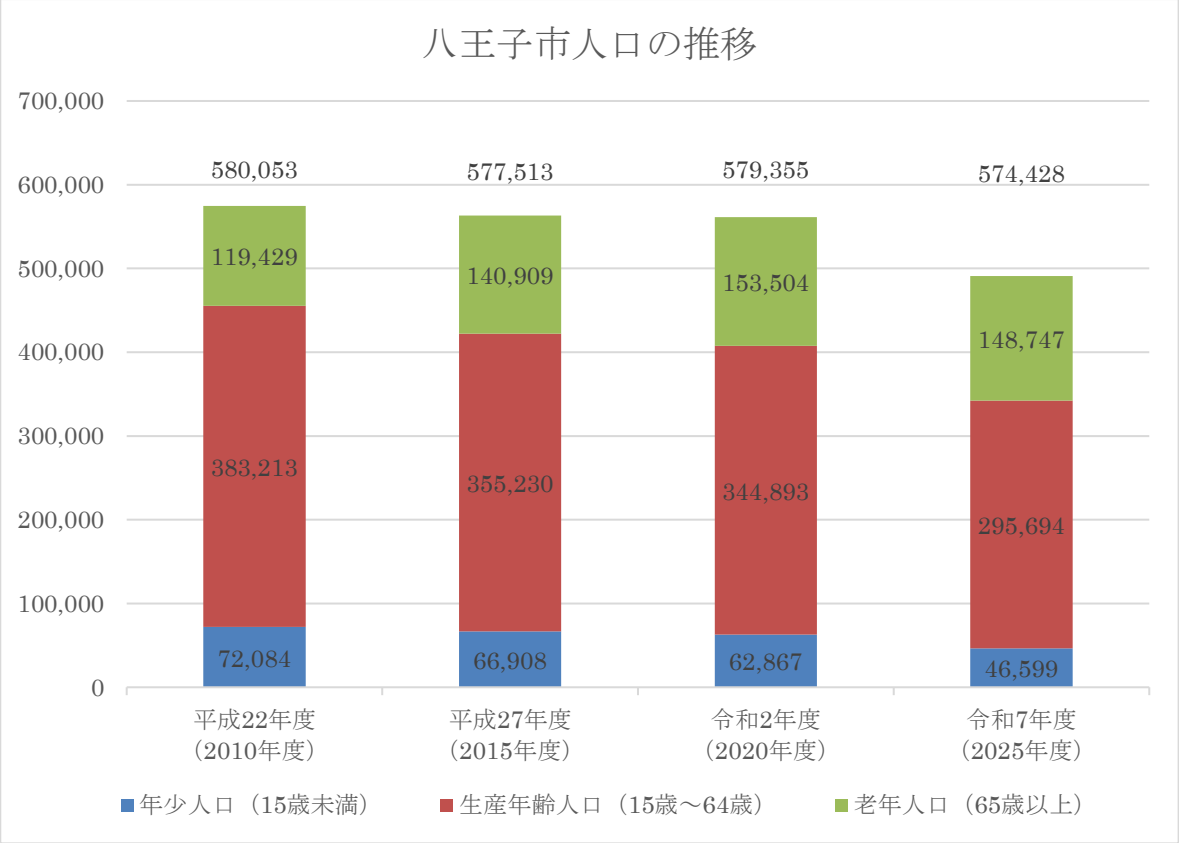


(2)人口

令和 7 年の国勢調査における本市の人口は 574,428 人、総世帯数は 278,494 世帯で、一世帯当たり人員は 2.1 人となっています。また、65 歳以上人口は全体の 30.3%を占めており、高齢社会に入っています。

本市の総人口は、昭和40年の207，753人から、市郊外の丘陵地を中心とした宅地開発や昭和50年代に始まった多摩ニュータウンへの入居を背景に増加を続け、平成22年には580,053 人となりました。その後は、平成 27 年 577,513 人、令和 2 年 579,355 人、令和 7 年 574,428 人と推移しており、近年はおおむね横ばいから緩やかな減少傾向にあります。

年少人口は昭和 55 年をピークに平成 7 年まで減少が続き、その後はおおむね横ばいで推移していますが、少子高齢化の進行に伴い、これらの傾向は今後も継続することが見込まれます。



※グラフは、年齢不詳者を除く総人口を基に作成しています。

（出典：国勢調査）

2 八王子農業の現状

(1)農業の特徴

本市の農業は、首都圏に位置しながら豊かな自然環境と肥沃な土壌に恵まれ、都市近郊農業として発展してきました。しかし、都市化の進展や人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化に伴い、農地面積の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足、担い手の確保・育成など、多くの課題に直面しています。また、相続等を契機とした農地の細分化や遊休農地の発生への対応も重要な課題となっています。

一方で、市民の食の安全・安心への関心の高まりや地産地消への意識の向上により、都市農業が果たす役割への期待はますます大きくなっています。農業は農畜産物を生産するだけでなく、防災空間としての機能、良好な景観や緑地の保全、生物多様性の維持、環境負荷の軽減、農業体験や食育の場の提供など、多面的な機能を有しており、市民生活の質の向上に大きく貢献しています。

本市では、野菜、果樹、花き、きのこ類、畜産物など多品目にわたる農畜産物が生産されており、東京都内でも有数の農業生産を誇っています。大消費地である区部に近接する立地条件を活かし、市場出荷に加え、JA 直売所、道の駅八王子滝山、庭先直売のほか、飲食店や小売事業者との連携による販路拡大など、多様な販売形態が展開されています。また、地元産農畜産物の消費拡大に向け、学校給食への供給や食育活動にも取り組み、子どもたちが地域農業や地元の食材に親しむ機会の創出を進めています。学校給食における地場農畜産物の利用拡大は、地域農業への理解促進と安定した販売先の確保の両面から重要な取組となっています。

近年では、パッションフルーツや伝統野菜である八王子ショウガをはじめ、地域の特性を活かした特色ある農産物の生産やブランド化への取組が進められています。また、若手農業者や女性農業者による生産・販売活動、新たな特産品の開発や農業者同士の連携も活発化しており、地域農業の魅力向上に寄与しています。

さらに、農業分野においてはデジタル技術の活用が進展しており、省力化や生産性向上を図るスマート農業への関心が高まっています。農業従事者の減少や高齢化が進む中、効率化・省力化に寄与するスマート農業機器やAI・IoT技術を活用した効率的な生産体制の構築は、持続可能な農業経営を実現するための重要な手段となっています。本市においても、都市農業の特性や経営規模に応じた東京型スマート農業技術の導入を促進し、生産性向上や作業負担の軽減、新規就農者や若手農業者の定着につなげていくことが求められています。

また、市民農園や体験農園、収穫体験などの農業体験事業は、市民と農業者との交流の場として定着しており、農業への理解促進や地域コミュニティの活性化に重要な役割を果たしています。近年は、農業を通じた健康づくりや生涯学習、地域交流への関心も高まっており、都市農業の価値はさらに広がっています。

今後は、農地の保全と有効活用を図るとともに、担い手の確保・育成、東京型スマート農業の推進、学校給食をはじめとした地産地消のさらなる拡大、多様な販売チャネルの確保、農業の多面的機能の発揮を通じて、持続可能で魅力ある都市農業の実現を目指していく必要があります。そのため、「市民」「農業者」「関係団体」「市（行政）」がそれぞれの役割を担い、連携・協働しながら、将来にわたり活力ある八王子農業の振興に取り組んでいきます。

(2)地域別農業振興の特徴

本市の面積は18，638ha(186.38k㎡)で、その全体が都市計画区域に指定されており、このうち市街化区域は8,151ha(43.7%)、市街化調整区域は10,480ha(56.3%)となっています。市街化区域の約2.4%に当たる199.42haが生産緑地地区になっています。また、市街化調整区域の約38.0%に当たる4,045haが農業振興地域になっており、農業振興地域のうち、約2.4%(98.5ha)が農用地区域に指定されています。

― 八王子市の農業地区区分図 ―



〔特　徴〕

市街化区域内の農地は、八王子・由木・川口・浅川・横山・元八王子地区に点在し、区域内に生産緑地が広がっています。これらの地区では、主に宅地化農地が減少してきましたが、農家の相続による生産緑地の減少も目立っています。農業従事者の高齢化が進んでいるため、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

市街化調整区域内の農地は、由井・由木・川口・浅川・横山・元八王子・加住・恩方地区に広く分布し、区域内に農業振興地域も広がっています。

①八王子地区は、市の中心部に位置し石川町・大谷町・宇津木町などに良好な農地が広がっています。生産緑地の面積は市内最大で、施設を利用したトマト・ホウレンソウ・キュウリなどの栽培が盛んで、北部では椎茸栽培なども行われています。

大谷町では、東京都から借り受けた土地を活用し、ひよどり山農園、学校給食用作物作付け用地及びはちおうじ農業塾に関する取組を行っています。

ひよどり山農園は、駐車スペースや水道等を整備しています。また、ひよどり山農園に隣接する学校給食用作物作付け用地では、JA八王子及び学校給食課と連携し、有機 JAS 認証を取得した畑で栽培した作物を学校給食で提供しています。この取組により、持続可能な農業の推進と、学校給食への利用拡大を通じた地産地消の促進を図るとともに、有機農業や地域の農業について子どもたちの理解を深める取組を進めています。

さらに、ひよどり山農園の隣接地では、遊休農地の解消につながる農家開設型農園の利用者や、農家の人手不足を補う農作業の担い手を育成することを目的として、はちおうじ農業塾を開講してきました。大和田町にある JA 八王子経済センターでは地元産農畜産物の販売を中心にした直売所「ふれあい市場」を開設し、この地域ではいつでも新鮮で安心安全な農作物が手に入ると、利用者に大変好評を得ています。

②浅川、横山、由井地区は、小比企町の丘陵地にまとまった畑があり、ダイコン・カブ・コマツナ・キュウリ・トマト・ナス・ハクサイなどが栽培され、農薬の使用量の低減など環境に配慮した農業に積極的に取り組んでいます。

③由木地区は、中山・上柚木・下柚木・東中野・大塚に農地が点在します。由木地区は多摩ニュータウンの開発に伴い急速に農地が減少し、市内で最も都市化が進んでいる地区です。若い農業後継者が多く、ホウレンソウやコマツナなどの野菜や花き、きのこ類などを中心に多種多様の農業が営まれています。また、南多摩の酪農発祥の地と言われたこの地域ですが、現在の酪農農家はわずか1戸となっています。

④元八王子地区は、かつて養蚕農家が多く点在していたこともあり、所々に桑畑が見られますが、現在では野菜、きのこ類、花きなどを中心に栽培されています。

⑤川口地区の楢原町・犬目町は、平坦で優良な農地があり、トマト・ホウレンソウ・キュウリなどを生産し、JA 八王子の園芸センター（犬目町）では、朝取りの新鮮な野菜や鶏卵、植木などの直売を行っています。また、農家戸数も地区では最大の130戸を数えています。

⑥加住地区は、農業振興地域を有する農業地域です。多摩川と秋川の合流部に位置し、あきる野市に接する高月町には東京都内最大級の水田地帯が広がり、米、野菜など複合的な農業経営が展開されています。特に、「TOKYO X」という豚肉のブランド品の生産や花きの生産など意欲的な取り組みが見られます。営農集団では、地域特産品である米について、農薬使用量の低減を図りながら、生産及び販売の推進に積極的に取り組んでいます。また、平成19年に開設した「道の駅八王子滝山」では、新鮮な地場農畜産物を求める利用者で連日、賑わいを見せています。

★農業振興地域

農業振興地域は、国が定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて、都道府県知事が「農業振興地域整備基本方針」を定め、当該方針に基づき指定します。八王子市においては、市面積約18，638haのうち、市街化調整区域内の４，045haが農業振興地域に指定されています。また、市では、農業振興地域のうち、今後相当期間（概ね10年以上）にわたり、農業上の利用を確保すべき土地として、上恩方町・下恩方町・小津町・上川町・戸吹町・高月町の98.5haを農用地区域に指定しています。

①上川地区は本市と多摩西部地域等を結ぶ主要な幹線道路である秋川街道沿道の後背地に位置し、農業振興地域を配した地区です。

②恩方地区は中山間地に位置し、狭い耕作地や傾斜地の多い地域です。7割が市街化調整区域であり、市内で最も広い農業振興地域です。農業者の高齢化や後継者の不足が懸念されている中、観光農業としてのブルーベリーの摘み取りが盛んで、ジャムの加工販売にも取り組んでいるほか、ランなど花きの生産（直売）も行われています。

≪参考≫農地に係る主な区域区分・制度の整理

○農地の貸借・市民農園等に係る主な制度（○は貸借可能）

	市街化農地		調整区域農地	
	宅地化農地	生産緑地農地 特定生産緑地農地	調整区域農地	農業振興地域農地 農用地区域農地
農家開設型農園 （特定農地貸付法）	○	○	○	○
市民農園 （市民農園整備促進法）	○	○ ※1	○ ※2	○ ※2
農地バンク （農地中間管理法） （都市農地貸借円滑化法）	×	○	○	○
農地中間管理事業 （農地中間管理法）	×	×	○	○
農地以外への転用	届出	※3	東京都による許可	原則不許可

※1　市民農園施設を設置する場合は、生産緑地法に基づく行為許可等が必要となる場合あり。

※2　市民農園区域として指定された区域内であることが必要。

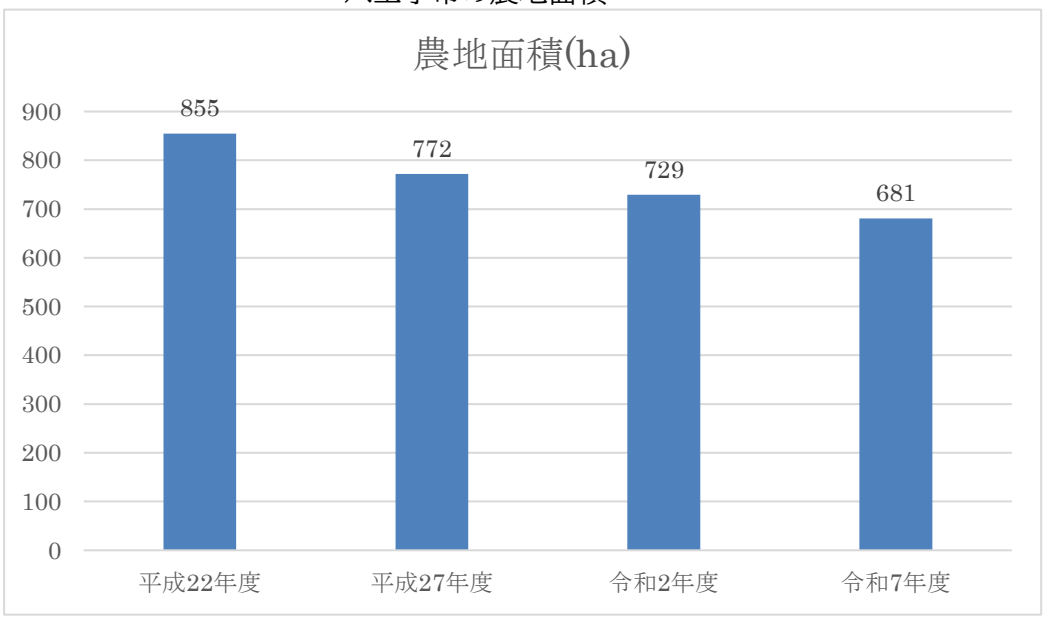
※3　指定後30年若しくは農業従事者の死亡又はそれに準ずる故障の認定後、買取申出書が提出された場合のみ。

(3)農地面積と利用形態

八王子市の農地面積は、都市化の影響に加え農家の相続による農地の売却、公共事業に係る農地の提供等により、平成27年からの10年間で91haの農地が減少し、令和7年で681haとなっています。このうち、市街化区域内の生産緑地は、都市化の影響により減少傾向にあり、10年間で43.08ha減少し、令和7年で199.42haとなっています。都市部では、農地細分化や住宅との混在化が進むことで、日照不足による生育不良や生産効率の低下、農業機械の騒音等に対する周辺住民からの苦情もあり、営農環境に支障が出ているのが問題となっています。

一方、農業振興地域は、市内で 4,045ha指定されており、市域全体の21.7%を占めています。その内、畑・樹園地を中心とした農地が 241.2haとなっています。

八王子市の農地面積



(政府統計の総合窓口 e-stat「作物統計調査」)

生産緑地の状況

	地 区 数	面 積(ha)
令和 3 年 12 月 13 日	1,033	222.14
令和 4 年 12 月 12 日	1,024	218.48
令和 5 年 12 月 11 日	1,000	207.95
令和 6 年 12 月 9 日	981	203.54
令和 7 年 12 月 22 日	962	199.42

(都市政策課調べ)

※「生産緑地」

生産緑地は、市街化区域内の農地における緑地機能を積極的に評価し、緑地が本来持つ地盤保持や保水などの働きによる災害の防止、農業と調和した都市環境づくりなどに役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図るための制度です。

八王子市では市街化区域内にある面積500平方メートル以上の良好に管理されている農地のうち、生産緑地法の指定要件に該当するものについて、都市計画の手続きを経て生産緑地として指定しています。

農業振興地域の概要（令和 7 年 12 月現在）　（単位ha）

区　分	農　地				森林原野	その他	計
	田	畑	樹園地	計			
農業振興地域（A）	32.80	121.6	86.8	241.2	3,543.8	258.6	4,045.00
農用地区域（B）	17.1	49.8	29.4	96.3	0.8	1.4	98.5
（B）/（A）	52.1%	40.9%	33.8%	39.9%	0	0.5%	2.4%

（八王子市の農林業と農業委員会の概要から）

※「農業振興地域」

今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。八王子市においては、市面積約 18，638haの内、都市計画法に基づく市街化調整区域内に 4，045haが農業振興地域として指定されています。

※「農用地区域」

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。その指定は、市が定める「農業振興地域整備計画」中の「農用地利用計画」において行い、本市では 98.5ha を農用地区域に指定しています。農用地区域に指定した土地は、農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできません。

【第 3 次計画からの経過】

農地面積は、第3次計画策定時から引き続き緩やかに減少しています。第3次計画では、令和2年度の729haに対し、令和7年の農地保全の目標面積を733haとしていましたが、令和7年農地面積は681haと目標面積を52ha下回る結果となっています。

本市では、都市農地を計画的かつ永続的に保全することで、良好な生活環境の形成に寄与することから、令和4年度より指定から30年を迎えた生産緑地を特定生産緑地地区に指定する動きをしています。しかし、相続等によって毎年約4ha程度の減少が見られます。

（4）農家の規模と構成

農家数は、第3次計画策定時から引き続き減少傾向にあります。令和2年農林業センサスでは1,012戸でしたが、令和7年農林業センサスでは799戸となり、5年間で213戸（約21%）減少しています。農家の内訳を見ると、令和7年は販売農家が247戸、自給的農家が552戸となっており、販売農家は全体の24.7%を占めています。令和2年と比較すると、販売農家は143戸（約44%）減少しています。

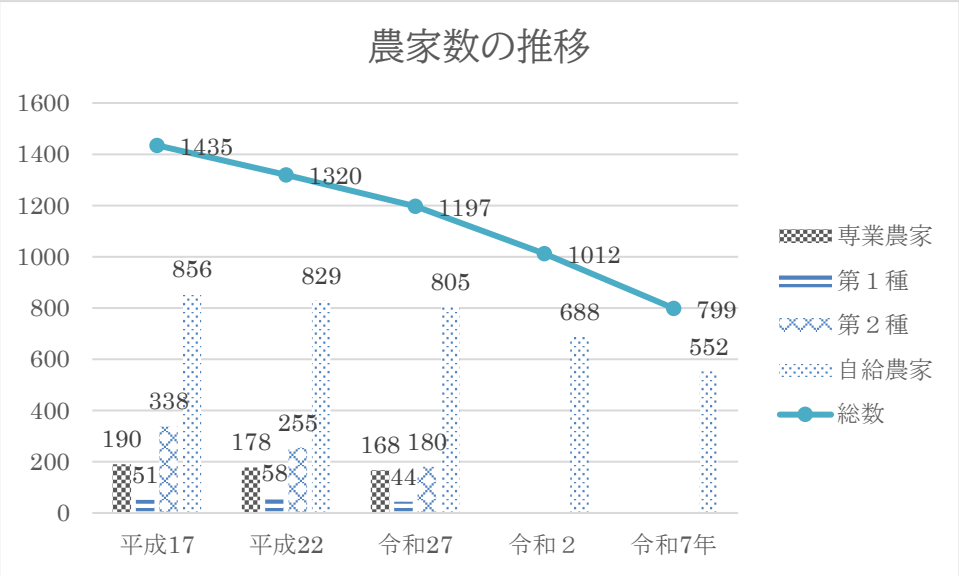
地区別に見ると、恩方地区では109戸、加住地区では115戸となるなど、多くの地区で農家数が減少しています。また、販売農家についても減少傾向が続いており、農業者の高齢化や後継者不足に加え、都市部では農地の確保が容易でないことなどが背景にあると考えられます。このことから、農業の担い手の確保・育成と農地の有効活用が引き続き課題となっています。

【第 3 次計画からの経過】

令和7年度の農林業センサスでは、八王子市の農家数は 799 戸、第3次計画策定期から比べ 213 戸、21%減少しています。農家の内訳では、販売農家が247戸、自給的農家が552戸、販売農家は全体の農家の内訳では、販売農家が247戸、自給的農家が552戸、販売農家は全体の 30.9%となって第3次計画策定期から比べ 1.8%減少しています。

地区別に見ると、第3次計画策定期には農家数が150戸を超えていた八王子(100)、恩方(109)、川口(130)、加住地区(115)でも減少し、農家数のうち販売農家数が過半を超える地区はなくなりました。

八王子市の農家数の推移



※令和 2 年以降、専兼業別等の調査は未実施。

(出典:農林業センサス)

地区別農家数

(単位:戸)

		八王子	横山	浅川	元八王子	恩方	川口	加住	由井	由木	計
農家数	平成27年	175	72	50	128	158	192	173	102	147	1,197
	令和2年	128	62	45	117	129	170	148	91	122	1,012
	令和7年	100	46	25	95	109	130	115	83	96	799
販売農家数	平成27年	69	13	5	40	42	58	82	45	38	392
	令和2年	49	13	5	37	32	50	61	42	35	324
	令和7年	39	9	2	23	24	43	44	36	27	247

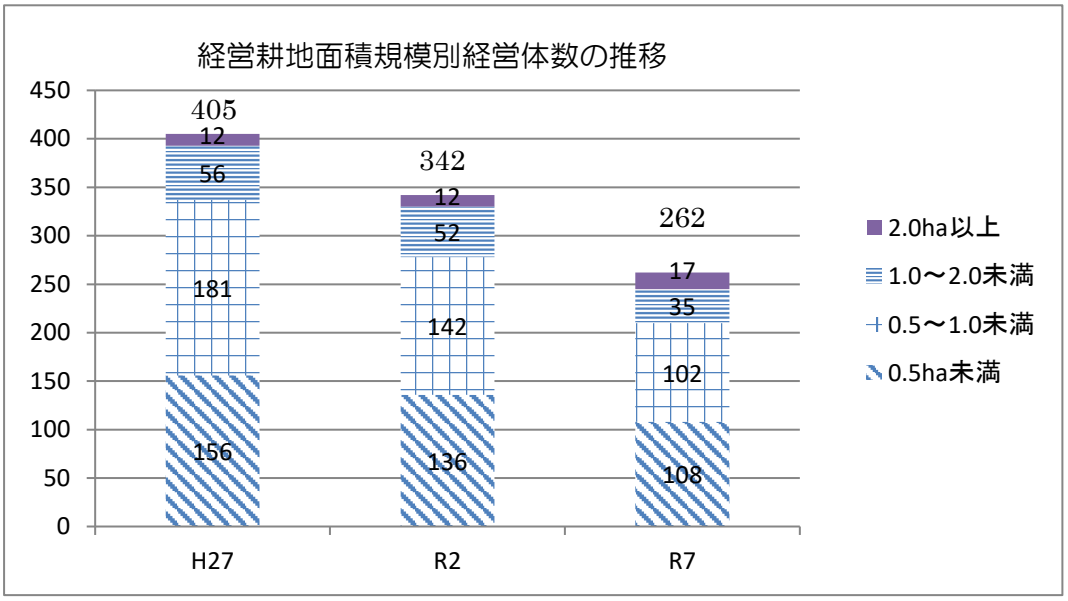
※農家数は、販売農家、自給的農家を含んだ戸数です。　(出典:農林業センサス)

(5)経営規模別経営体数と農業従事者数

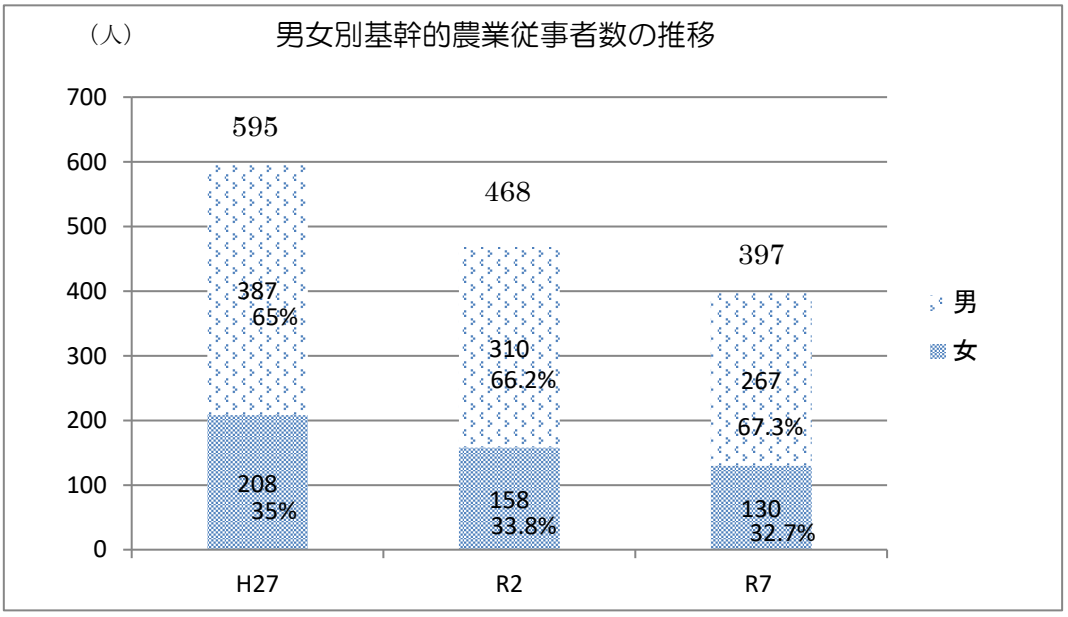
経営耕地面積別に経営体数の推移をみると、2ha 未満の農業経営体は、令和2年の330経営体から令和7年の245経営体へ減少しています。一方 2ha 以上の農業経営体は令和2年から令和7年の5年間で5経営体増加しており、農業経営体の減少と併せて、経営規模の変化がみられます。

基幹的農業従事者数は、年々減少しており、令和7年では397人となっています。令和2年の468人と比較すると、5年間で、約15%減少しています。また、令和7年の基幹的農業従事者を男女別にみると、男性267人(構成比67.3%)、女性 130 人(構成比32.7%)と男性が多く占めています。さらに、年齢階層別では、65歳以上が 63.7%を占めています。

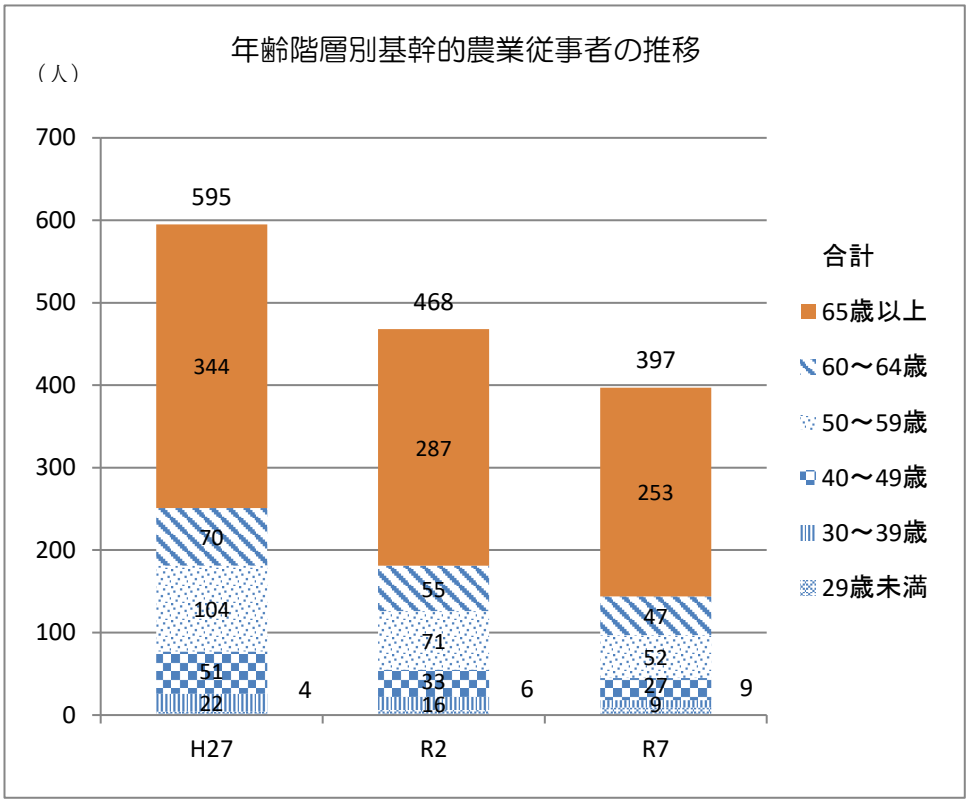
令和8年度農家アンケートでは、「すでに後継者が農業従事している」「いずれ農業を継ぐ」と回答した農家の割合は全体の35.6%で、前回調査から増加しているものの、引き続き、後継者等担い手の確保・育成は急務の課題と言えます。



(出典:農林業センサス)



(出典:農林業センサス)



（出典：農林業センサス）

農業後継者の有無　（%）

回答選択肢	平成27年度	令和8年度
すでに農業従事	16.5	25.0
いずれ農業を継ぐ	11.2	11.0
後継者がいない	20.6	20.0
自分の代で終わり	20.0	17.0
まだわからない	31.8	27.0

（平成27年度・令和8年度農業者アンケート）

【第3次計画からの経過】

経営耕地規模別農家数の変化を見ると経営耕地面積が1ヘクタール未満の農家の占める割合が高く、小規模の農家が多い傾向が続いています。

(6)主要な作物

品目別の農業産出額(推計値)を見ると、トマト(44千万円)が最も多く、次いでナス(17千万円)、コマツナ(15千万円)、ホウレンソウ(12千万円)、キュウリ(10千万円)となっています。また、野菜作付面積では、ホウレンソウ(41ha)、ジャガイモ(40ha)ダイコン(33ha)、の順となっており、果樹の栽培面積では、クリ(122ha)が最も多くなっています。

家畜・家きんについては、乳用牛や採卵鶏の飼養農家数及び飼養頭羽数は減少傾向にあります。

品目別順位の推移　（令和6年度）

区分／順位	販売額及び構成比(%)			野菜作付面積(ha)		果樹面積(ha)	
	品目	販売額(千万円)	構成比(%)				
1	トマト	44	18	ホウレンソウ	41	クリ	122
2	ナス	17	7	ジャガイモ	40	ブルーベリー	21
3	コマツナ	15	6	ダイコン	33	ウメ	9
4	ホウレンソウ	12	5	コマツナ	28	カキ	8
5	キュウリ	10	4	スイートコーン	28	柑橘類	5

（東京都農作物生産状況調査結果報告書）

【第3次計画からの経過】

近年は肥料・燃料・農業資材などの価格高騰により生産コストが上昇しており、生産コストの増加分を農産物の販売価格に十分に反映することが難しい状況にあります。こうした中、農業経営の安定化を図るためには、八王子産農産物の認知度やブランド力を上げ、農産物の付加価値向上や販路の拡大等により、農業者の所得向上につなげていくことが求められています。

家畜・家きん飼育頭羽数及び戸数の推移　（令和7年2月現在）

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
平成25年	14	504	1	69	1	213	17	15,787
平成30年	10	474	2	85	2	173	11	13,963
令和6年	9	463	2	56	1	48	4	11,564

（東京都家畜飼養状況調査）

【第3次計画からの経過】

肉用牛の取引価格は第3次計画策定時と比較して高い水準で推移しているものの、飼料価格や人件費の上昇により、生産コストも増加しています。

また、生乳については、需要の変化や需給動向への対応が課題となっています。畜産経営では飼料費が生産費の大きな割合を占めていることから、飼料価格の高止まりが畜産経営を圧迫する要因となっています。

こうした生産コストの上昇や畜産物の需給動向等を踏まえ、安定的な畜産経営の確立を図っていくことが課題となっています。

(7)農業収入

農家の農産物販売金額を見ると、令和7年は300万円未満の農家が 75.5%を占めており、小規模な販売を行う農家が多くなっています。経営耕地面積が限られていることに加え、農産物価格の変動や、近年の異常気象による生産への影響など、農業所得の確保・安定化を図る上で厳しい経営環境が続いています。

一方で、300万円以上の販売金額のある農家の割合は、令和2年では 26.3%でしたが、令和7年では24．5%と減少しています。認定農業者や認定新規就農者など農業所得の増加を目指す意欲ある農業者も多く、農業従事者確保の面からも、農業収入を増額、安定させる支援が必要です。

販売金額規模別経営体数

販売額(1 年あたり)	平成 27 年度		令和2年度		令和7年度	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
農産物の販売無し	65	16.1	58	17.0	31	11.8
50 万円未満	118	29.1	88	25.7	64	24.4
50～100 万円未満	50	12.3	41	12.0	39	14.9
100～300 万円未満	74	18.3	65	19.0	64	24.4
300～500 万円未満	38	9.5	27	7.9	12	4.6
500～1,000 万円未満	28	6.9	35	10.2	29	11.1
1,000 万円以上	32	7.9	28	8.2	23	8.8
計	405	100	342	100	262	100

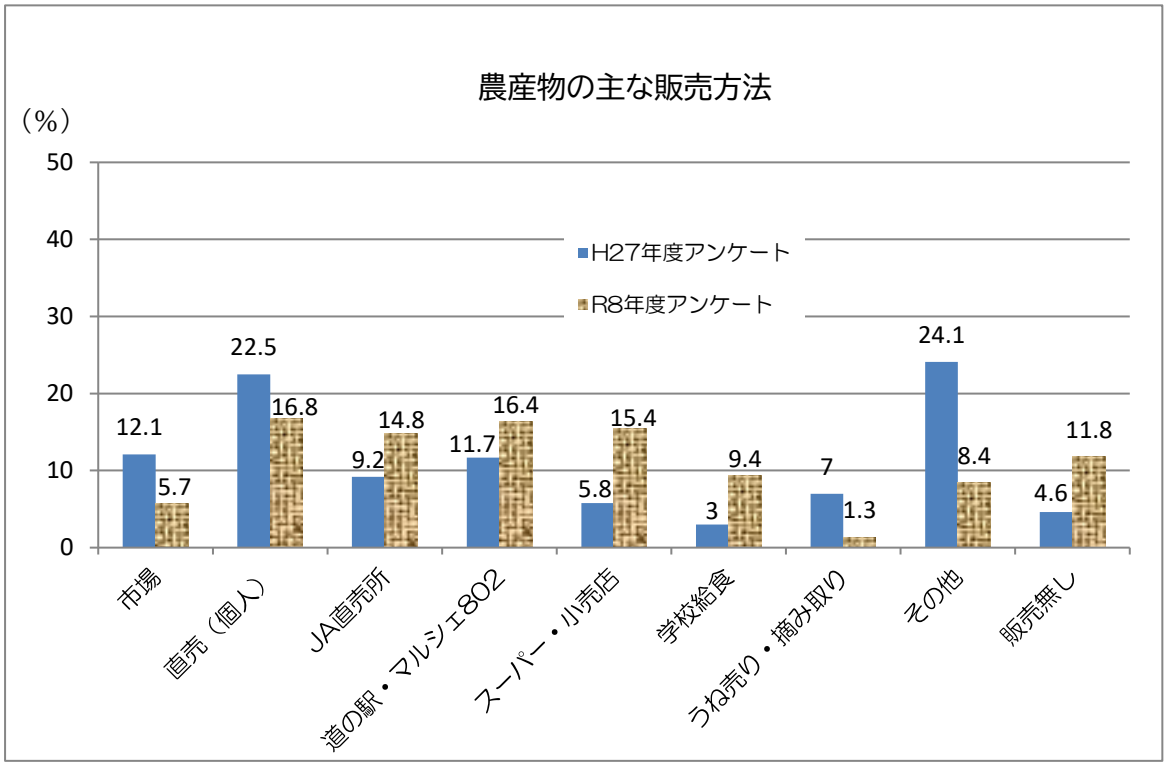
(出典:農林業センサス)

(8)農産物の販売方法

農産物の販売は、昭和30年代には市場出荷が中心でしたが、近年では、大消費地に近い都市農業の特性を生かし、庭先直売や共同直売所への出荷など、消費者に直接農産物を届ける販売方法が広がっています。市内では、自宅や農地の一角に直売所を設けて販売する庭先直売を行う農家のほか、「道の駅八王子滝山」や「マルシェ802」、「JA八王子農産物直売所」などの共同直売所、スーパーの地場産コーナーへの出荷など、販売方法の多様化が進んでいます。

また、学校給食における八王子産農産物の利用も進んでおり、平成26年度に11.7%だった使用量の割合は、令和7年度には、小学校及び学校給食センターにおける八王子産野菜の使用量の割合が、41.2%となっています。

こうした取組を通じて、市内で生産された農産物を市内で消費する地産地消を推進するとともに、八王子産農産物の認知度向上や販路の確保・拡大につなげていくことが必要です。



（平成 27 年度・令和8年度農業者アンケート）



みどり豊かな農風景（恩方地域）

(9)これからの農業

市内の農業の将来像について調査したところ、「地域の実状にあった保全を図っていくべき」、「都市化が進んでも市内の農業を守っていくべき」とする回答が上位となりました。こうした結果を踏まえ、地域ごとの農業を取り巻く状況や特性に応じながら、農業・農地の保全と活用を進めていくことが重要です。

（%）

回答選択	割合（そう思う）
地域の実状にあった保全を図っていくべき	84.1
都市化が進んでも市内の農業を守っていくべき	79.5
環境の維持と緑の都市づくりに役立てていくべき	73.2
市の産業の柱のひとつとしての役割を果たすべき	57.3
交流や教育の場として機会を提供していくべき	53.7

（令和8年度農業者アンケート）



農とのふれあいを育む「ひよどり山農園」

3 今後の八王子農業の方向性

(1)担い手の確保と農業経営の安定化

八王子市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、人口減少の進行により、担い手の確保が大きな課題となっています。また、生産資材価格の高騰や農産物価格の変動、相続や宅地化の進行などにより、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。このため、認定農業者や認定新規就農者をはじめ、兼業農家、定年帰農者、女性農業者、農業法人など、多様な担い手がそれぞれの経営形態に応じて活躍できる環境を整えるとともに、農業所得の向上と安定した農業経営につなげていくことが必要です。

(2)農地の保全と有効活用

農地は食料生産の基盤であるとともに、防災、環境保全、景観形成、食育など多面的な機能を有する重要な地域資源です。一方、農業者の高齢化や後継者不足、相続等を背景として、農地の減少や遊休農地の発生、農地の分散等への対応が課題となっています。このため、地域ごとの農業や農地利用の実情を踏まえながら、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などを進め、農地の保全と有効活用を図っていくことが必要です。

(3)生産性の向上と販路の確保・拡大

気候変動による農業生産への影響や担い手不足、生産コストの上昇などに対応しながら農業経営を継続していくため、栽培技術の向上やスマート農業・デジタル技術の活用等による省力化、生産性・品質の向上を図ることが求められています。また、共同直売所や学校給食、飲食店等との連携による地産地消を推進するとともに、八王子産農産物の認知度や付加価値を高め、農業所得の向上につなげていくことが必要です。

(4)農業に対する市民の理解と交流

農業を持続していくためには、農業者だけでなく、市民が農業や農地の役割を理解し、地域農業を支えていく環境づくりも重要です。

食料生産に加え、防災、環境保全、景観形成、食育など農業・農地が有する多面的機能への理解を深めるとともに、市民農園や農業体験、農業祭、援農ボランティア、農産物直売所等を通じて、市民が農業に触れ、地域農業とのかかわりを持つ機会を広げていくことが必要です。

第3章
八王子農業の基本方針

1　八王子農業の基本理念と将来像

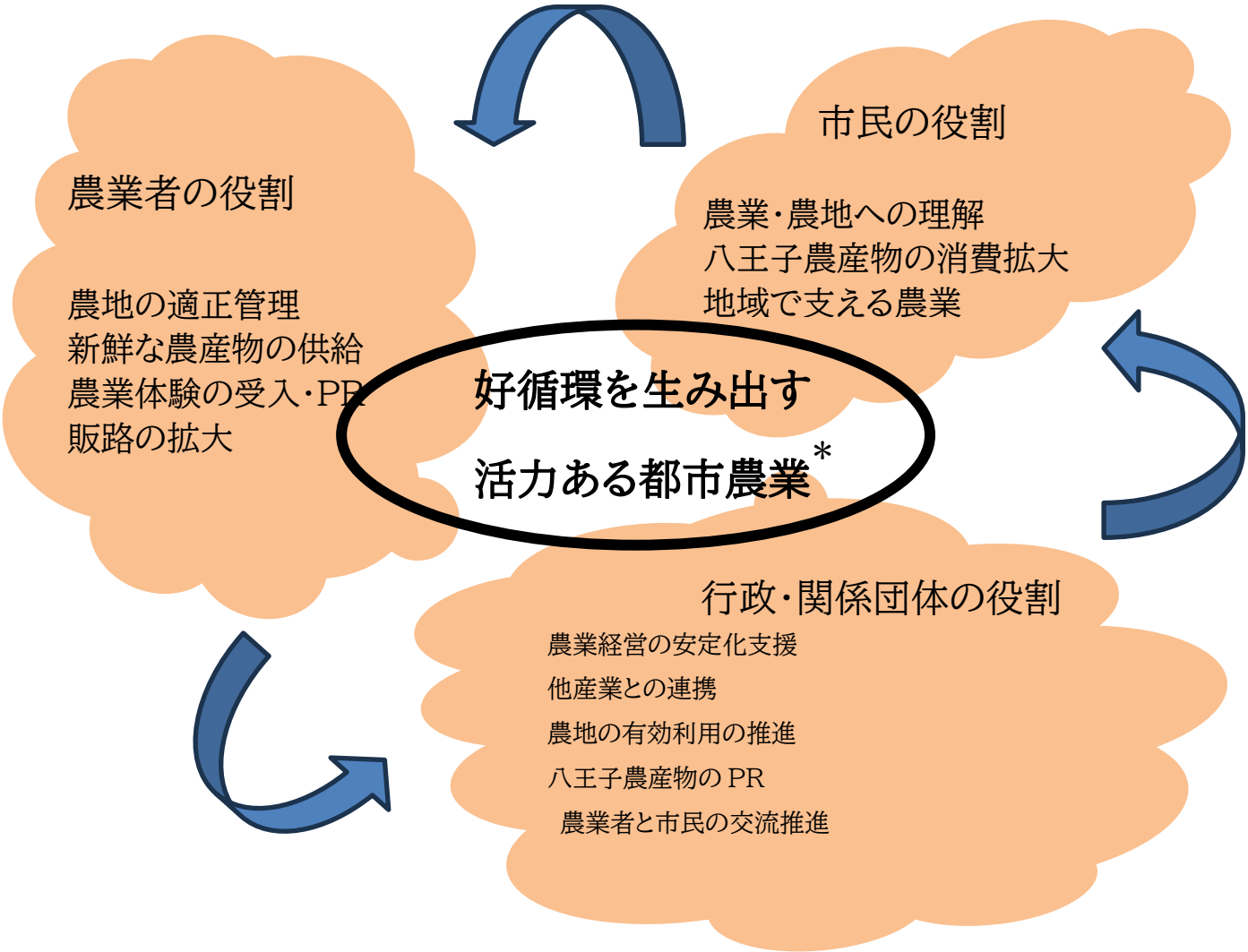
(1)八王子農業の基本理念

八王子市の豊かな農地と農業資源を守り活かしながら、担い手の育成・確保、農地の保全・活用、地産地消の推進を図り、市民との連携のもと持続可能な都市農業を次世代へ継承します。食料生産に加え、防災、環境保全、景観形成、食育など農業・農地の多面的機能を発揮し、地域とともに発展する魅力ある農業の実現を目指し、本計画の理念を次のように定めます。

「都市農業としての安定的な継続を図るとともに、農地の有効活用と多様な機能の発揮を図る。」こととします。

(2)八王子農業の将来像

「好循環を生み出す活力ある都市農業」を将来像とし、農業者、市民、行政、関係団体が連携して農地の保全と有効活用、担い手の育成、安定した農業経営の実現を推進します。また、環境に配慮した農業や東京型スマート農業の導入、地産地消や販路拡大、市民との交流を進め、多面的機能を活かした活力ある都市農業を次世代へ継承します。



＊農業者、市民、行政・関係団体が連携し、それぞれの取組が相互に支え合うことで、農業経営の安定、農地の保全、地産地消の推進、地域の魅力向上につながる好循環を生み出し、持続的に発展する活力ある都市農業のこと。

(3)八王子農業の振興施策

八王子市の農業は、豊かな自然環境と首都圏有数の消費市場に近接する立地を生かし、新鮮で安全・安心な農畜産物を供給する都市農業として発展してきました。また、農業・農地は食料供給だけでなく、防災・減災、環境保全、景観形成、生物多様性の維持、食育や農業体験の場の提供など、多面的な機能を発揮し、市民生活や地域社会を支える重要な役割を担っています。

一方で、農業者の高齢化や後継者不足、農地の減少、気候変動による自然災害リスクの高まり、生産資材価格の高騰など、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、持続可能な農業の実現に向けた対応が求められています。

このため、本計画では、下記の4つの柱を設定し、認定農業者や新規就農者をはじめ、「はちおうじ農業塾」修了生、女性農業者など多様な担い手の確保・育成を進めるとともに、地域計画に基づく農地利用の最適化や農地中間管理機構の活用などにより、農地の保全と有効活用を推進します。また、東京型スマート農業の導入支援や経営基盤の強化、地産地消の推進、農商工連携や6次産業化、新たな販路開拓などを通じて、収益性の高い農業経営の実現を目指します。

さらに、市民農園や農業体験、食育活動の充実を図り、市民が農業に親しみ、農業・農地の価値への理解を深める機会を創出します。市民、農業者、関係団体及び行政が連携しながら、「農業者が誇りとやりがいを持って営農し、市民が八王子産農畜産物と農地の価値を実感できる、持続可能で活力ある都市農業」の実現を目指していきます。担い手の確保・育成と経営力強化を基軸に、農地の保全・有効活用、地産地消の推進、ブランド化、6次産業化、東京型スマート農業の導入による生産性向上を総合的に推進します。

また、市民との交流や食農教育を充実させ、農業・農地の多面的機能への理解を深めることで、市民、農業者、関係機関が連携して持続可能で活力ある都市農業の振興と地域活性化を目指します。

★八王子市農業振興計画の4つの柱

柱1　意欲ある農業者の育成と確保

柱2　農地の保全と活用促進

柱3　持続可能な農業生産と付加価値農業・地産地消の推進

柱4　地域で共創する農業の推進

※　詳細は、26ページからです。

(4)施策の体系図

農業振興の将来

将来像:好循環を生み出す活力ある都市農業

基本理念:都市農業としての安定的な継続を図るとともに、農地の有効活用と多様な機能の発揮を図る

【柱1】意欲ある農業者の育成と確保

農業者の高齢化や担い手不足が進行する中、地域農業の持続的な発展を図るため、認定農業者や認定新規就農者をはじめとする中核的な担い手の育成・確保を進めるとともに、多様な担い手の参画を促進します。認定農業者については、経営改善計画の達成に向け、関係機関と連携しながら経営の安定化や生産性の向上、農地の集積・集約化などを支援します。

【柱2】 農地の保全と活用促進

農業振興地域及び生産緑地の保全を基本に、地域計画に基づく農地利用の最適化や農地バンク等を活用した農地の集積・集約化を推進します。また、遊休農地の解消と有効活用を図るとともに、農道・水路等の営農環境の維持保全を図りながら、防災・環境保全・景観形成など都市農地の多面的機能の発揮及び気候変動を踏まえた基盤整備を進めます。

【柱3】 持続可能な農業生産と付加価値農業・地産地消の推進

新鮮で安全・安心な農畜産物の安定供給を基盤に、環境保全型農業や東京型スマート農業を推進します。道の駅八王子滝山や庭先直売所の機能強化、学校給食等への利用拡大により地産地消を促進するとともに、6次産業化やブランド化による付加価値向上を図ります。また、各種農業体験を通じた食農教育を推進し、市民と農業のつながりを深め、持続可能な地域農業の実現を目指します。

【柱4】 地域で共創する農業の推進

地域農業の維持・発展に向け、市民の農業参加を促進するとともに、体験農園や観光農園の普及を図ります。また、収穫体験や農業体験を通じた食農教育を推進し、農業への理解と関心を高めます。

さらに、農福連携による多様な担い手の活躍を支援するとともに、八王子産農畜産物のブランド化を推進し、市民・農業者・事業者が連携して地域農業の魅力向上と活性化を目指します。

第4章

農業振興の基本計画

1 将来像実現のための施策展開

農業の振興は、農地が保全され、農業経営が産業として展開されることが前提となります。

農業が市民生活に果たす多面的な機能を明確に位置付け、農業者・市民・行政・関係機関・団体等との連携のもと、好循環を生み出す活力ある都市農業をめざして将来像を実現するため、次の4つの柱を設け、施策を展開していきます。

（1） 意欲ある農業者の育成と確保

① 認定農業者など意欲ある農業者への支援
② ライフステージに応じた農業者への支援
③ 若手農業者や新規就農者への支援
④ 新たな担い手の育成
⑤ 農家子弟の支援
⑥ 新たな支え手の確保・育成

（2） 農地の保全と活用促進

① 生産緑地の保全
② 市街化調整区域（農業振興地域・農用地区域）の保全
③ 遊休農地の活用促進
④ 計画的な農業基盤整備の実施
⑤ 農業用水路の保全
⑥ 農地の多面的な機能活用
⑦ 鳥獣害対策の強化
⑧ 気候変動・安全対策

（3） 持続可能な農業生産と付加価値農業・地産地消の推進

① 新鮮で安全安心な農産物の供給
② 環境保全型農業の推進
③ 道の駅八王子滝山の活用促進
④ 6次産業化への取り組み
⑤ 学校給食などへの利用拡大の推進
⑥ 個人直売所への支援
⑦ 各種農業体験の実施を通した食農教育の推進
⑧ ブランド化の推進
⑨ 東京型スマート農業の推進

（4） 地域で共創する農業の推進

① 市民の農への参加の促進
② 体験農園や観光農園の普及
③ 各種農業体験の実施を通した食農教育の推進（再掲）
④ 農福連携の推進
⑤ ブランド化の推進（再掲）
⑥ 東京型スマート農業の推進（再掲）

施策の柱　1　意欲ある農業者の育成と確保

①認定農業者など意欲ある農業者への支援

・地域農業の担い手である認定農業者や認定新規就農者をはじめ、意欲ある農業者に対し、東京都と連携しながら農業機械・施設等の導入支援をするとともに、ベテランの農家の経験を継承しながら次世代への円滑な経営継承や新規就農者の確保・育成を推進します。

・国や東京都、商工会議所など関係機関と連携し、市の支援制度の活用促進に加え、デジタル技術の導入や販路拡大、多様な人材との連携を促進し、経営力の向上を図ります。さらに、関係機関による伴走型支援体制を強化し、都市農業の特性を生かした持続可能で魅力ある農業経営の実現を目指します。

②ライフステージに応じた農業者への支援

・家族経営を中心とする本市農業においては、妊娠・出産・子育て、介護などのライフステージの変化により、農業経営の継続や労働力の確保が課題となる場合があります。このため、関係機関と連携し、誰もが安心して営農を継続できる支援体制の充実を図ります。

・女性農業者の農業技術向上に向けた取組を推進するとともに、女性や若手農業者をはじめ、多様な担い手が能力を発揮できる環境づくりを進めます。

③若手農業者や新規就農者への支援

・地域農業の担い手を確保するため、新規就農希望者に対し、東京都や関係機関が実施する研修制度や各種セミナーの活用を促進するとともに、その周知に努めます。

・就農相談から技術習得、農地確保、経営開始まで一貫した支援を行うワンストップ窓口を充実するとともに、国や東京都の施設整備支援等の補助制度に関する情報提供や活用支援を行います。さらに、先輩農業者による技術指導や農業者同士の交流機会の創出を通じて、就農後の定着と経営の安定化を支援します。

④新たな担い手の育成

・農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中、地域農業を将来にわたり維持・発展させるため、新規就農者の育成を図るとともに、多様な担い手の育成・確保を推進します。

・遊休農地の活用や地域農業者との連携を進め、農業に関わる人材が継続的に活躍できる環境づくりを通じて、地域農業の活性化を目指します。

⑤農家子弟の支援の検討

・農業後継者が将来にわたり意欲を持って農業経営に取り組めるよう、東京都、農業委員会、農協など関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。特に、就業しながら農業に従事する後継者や、就農を検討している農家子弟に対し、経営や技術に関する情報提供、研修機会の充実、相談体制の強化を進めます。

・円滑な経営継承を支援し、次世代の担い手が地域農業の中核として活躍できる環境づくりを推進します。

⑥新たな支え手の確保・育成

・東京都と連携し、援農者や農業ボランティアなど、農作業に必要な知識や技術の習得を支援するとともに、農業者と援農希望者とのマッチングを推進します。

・果樹栽培や施設園芸など専門的な技術を要する作業への支援体制の充実を図るほか、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつながる農業活動への参加を促進し、多様な人材が地域農業を支える環境づくりを進めます。

施　策 （1） 意欲ある農業者の育成と確保	農業者	JA	市民	国　東京都	市	農業委員会
① 認定農業者など意欲ある農業者への支援	◎	◎	△	◎	◎	○
② ライフステージに応じた農業者への支援	◎	◎	△	◎	◎	◎
③ 若手農業者や新規就農者への支援	◎	◎	△	◎	◎	◎
④ 新たな担い手の育成	◎	◎	◎	◎	◎	○
⑤ 農家子弟の支援の検討	◎	◎	△	◎	◎	○
⑥ 新たな支え手の確保・育成	◎	○	○	△	◎	△

※◎…中心的な推進主体　○…支援・協力及び助言を主体　△…支援・協力及び助言を行う



地域農産物の販売拠点としてにぎわう「道の駅八王子滝山」

施策の柱　２　農地の保全と活用促進

①生産緑地の保全

・生産緑地は、市内農地の保全を図る上で重要な役割を担っていることから、農業委員会と連携した農地パトロール等により、適正な肥培管理を促進します。

・生産緑地の追加指定制度や都市農地貸借円滑化法に基づく貸借制度について、奨励金制度と併せて周知を図り、生産緑地の維持・確保に努めます。

②市街化調整区域（農業振興地域・農用地区域）の保全

・市街化調整区域は、本市農業の持続的な発展と農業生産基盤の維持に重要な地域であることから、農地の保全を推進します。特に農業振興地域内の農用地については、優良農地として確保・保全を図るとともに、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化及び遊休農地の発生防止を推進します。

・高月町、戸吹町、上川町、小津町、上恩方町、下恩方町等の集落においては、地域計画との連携のもと、既存集落の維持・活性化及び多様な担い手の確保・育成を図ります。
あわせて、土地利用制度の活用による営農環境の維持・改善を進め、農業振興地域内農用地の有効利用と地域農業の持続的な発展を推進します。

③遊休農地の活用促進

・農業者の高齢化や担い手不足に対応し、遊休農地の発生防止及び解消を推進します。農業委員会や関係機関との連携のもと、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を促進するとともに、農地の貸借及び利用に関する支援の充実を図ります。

・市民農園、体験農園及び農家開設型農園等への活用を促進し、農地の有効利用と都市農地の多面的機能の維持・発揮を図ります。さらに、農地バンク制度の活用促進に向けて、関係機関と連携した情報提供を行い、農地の集約化を促進します。

④計画的な農業基盤整備の実施

・農道や農地は農産物を生産するうえで整備が必要です。農業基盤整備の推進による農地の耕作環境の向上を図るため、農道や農地等の整備に努めます。また、自然災害の発生に備え、農地・農業用施設の防災・減災機能の強化を図ります。

・農作業の効率化を図るために、農道・水路等の環境基盤整備については、計画的に整備をしていきます。あわせて、排水対策や施設の適切な維持管理を進め、災害に強い農業基盤の形成に取り組みます。

⑤農業用水路の保全

・農業用水は、農作物の生産に必要な農業基盤であるとともに、水路や農地と一体となって良好な農の景観を形成し、生物の生息環境の保全など、多面的な機能を有しています。一方、農業者の高齢化や担い手の減少により、用水組合等の構成員が減少し、農業用水施設の維持管理に係る負担が増加しています。また、施設の老朽化への対応も課題となっています。このため、農業用水の安定的な利用と多面的機能の維持を図るため、用水組合等が行う農業用水施設の維持管理及び更新を支援し、持続的な管理体制の確保を推進します。

⑥農地の多面的な機能活用

・農地は、農産物の生産基盤であるとともに、防災、環境保全、景観形成、食育などの多面的な機能を有する重要な地域資源です。そのため、これらの機能が将来にわたり発揮されるよう、農地の保全と有効活用を推進します。

⑦鳥獣害対策の強化

・農作物被害及び生活環境被害防止対策と野生獣の保護・管理を両立させ、農林業生産と地域活力の維持・向上を推進するため、地域住民と市や関係団体等が連携した地域ぐるみの取組を支援します。

⑧気候変動・安全対策

・気候変動に伴う猛暑や豪雨、台風等の自然災害の激甚化は、農業生産に大きな影響を及ぼしています。このため、本市では、気候変動による異常気象に対応するため、東京型スマート農業や環境変化に適応した栽培技術の導入を推進し、持続可能な農業を目指します。

・温暖化に伴い、熱中症や農作業事故の防止など安全対策の重要性も高まっています。このため、本市では、気候変動への適応、防災・減災対策、農作業安全対策の充実を図り、災害や環境変化に強く、安全で持続可能な都市農業の実現を目指します。

施　策 （2） 農地の保全と活用促進	農業者	JA	市民	国　東京都	市	農業委員会
① 生産緑地の保全	◎	○	△	○	◎	◎
② 市街化調整区域（農業振興地・ 農用地区域）の保全	◎	○	△	○	◎	◎
③ 遊休農地の活用促進	◎	○	△	○	◎	◎
④ 計画的な農業基盤整備の実施	◎	○	△	○	◎	○
⑤ 農業用水路の保全	◎	○	△	○	◎	○
⑥ 農地の多面的な機能活用	◎	◎	◎	○	◎	○
⑦ 鳥獣害対策の強化	◎	○	△	○	◎	○
⑧ 気候変動・安全対策	◎	○	△	○	◎	○

※◎…中心的な推進主体　○…支援・協力及び助言を主体　△…支援・協力及び助言を行う

施策の柱　3　持続可能な農業生産と付加価値農業・地産地消の推進

①新鮮で安全安心な農畜産物の供給

消費者の安全・安心志向の高まりに対応し、新鮮で安全な農畜産物の安定供給を推進します。環境に配慮した栽培技術の導入や適正な農業生産管理を促進するとともに、地産地消の取組を進め、八王子産農畜産物の信頼性向上を図ります。また、生産履歴の記録・情報提供の充実や各種認証制度の活用を支援し、消費者が安心して購入できる環境づくりを進めます。さらに、持続可能な農業の推進を通じて、環境と調和した都市農業の発展を目指します。

②環境保全型農業の推進

都市農業が地域環境と調和しながら持続的に発展していくため、環境保全型農業を推進します。化学肥料や農薬の適正使用と使用量の低減を促進するとともに、堆肥などの有機質資材の活用や生分解性資材の導入など、環境負荷の軽減に資する取組を支援します。また、土づくりや生物多様性の保全、資源循環型農業の推進を通じて、生産性と環境保全の両立を図り、持続可能な都市農業の実現を目指します。

③道の駅八王子滝山の活用促進

本市の地域特性を生かした多様な農畜産物の生産振興と地産地消の推進を図るため、道の駅八王子滝山の機能充実に取り組みます。出荷組合と連携しながら、物価上昇に伴う価格転嫁を考慮しつつ、新鮮で安全・安心な八王子産農畜産物の安定的な供給体制を強化し、効率的な経営を推進します。また、生産者と消費者を結ぶ交流の場として活用を進め、農畜産物や加工品の魅力発信を強化し、販路拡大やブランド力向上を図ることで、農業者の所得向上と地域農業の活性化を目指します。

④6次産業化への取り組み

商工会議所や大学・市民団体等と連携した事業や農業者自身の6次産業化による特産品の開発やブランド化など、付加価値の高い農畜産物の開発や販売方法およびルートの確保を関係機関と連携して進めます。また、生産者・加工者・販売者で、特産品の開発のきっかけ作りとなる勉強会等のイベント開催など、情報を共有します。

⑤学校給食などへの利用拡大の推進

旬の八王子産農畜産物の学校給食での利用拡大を図るため、品目や供給量の確保、出荷体制の充実を進め、地産地消を推進します。

⑥個人直売所への支援

八王子産農畜産物の販路拡大を図るため、直売所情報の発信をしつつ、量販店や飲食店等との連携を促進します。また、多様な販売機会の創出により、地産地消と農業者の所得向上を推進します。

⑦各種農業体験の実施を通した食農教育の推進

市民が農業や食の大切さを学び、四季折々の旬の物を食べる健全な食習慣を育むため、収穫体験や農業体験などの取組を推進します。また、学校給食における八王子産農畜産物の活用を促進し、生産者との交流を通じて地域農業への理解を深め、食育・食農教育の充実を図ります。

⑧ブランド化の推進

八王子産農畜産物の魅力や品質を広く発信し、地域農業の価値向上と農業者の所得向上を図るため、ブランド化を推進します。農畜産物の特長や栽培へのこだわりを発信するとともに、八王子産と分かる表示や認証マーク等の仕組みや周知を検討し、直売所や飲食店、事業者等との連携による販路拡大とPR活動を強化します。また、地域資源を活用した特産品開発を支援し、八王子ブランドの確立と認知度向上を目指します。

⑨東京型スマート農業の推進

都市農業の持続的な発展に向け、省力化や生産性向上を図る東京型スマート農業を推進します。除草ロボットや農業用ドローン等の先端技術の導入を支援するとともに、センサーやICTを活用した栽培管理や生育データの分析、AIを活用した効率的な農業経営の促進、生産性の向上や労働負担の軽減、気候変動リスクへの対応力の強化を図ります。また、農業分野に関する研究に取り組む大学等と連携し、東京の実態に合ったスマート農業技術や都市型経営の開発を展開していきます。

施　策 （3） 持続可能な農業生産と付加価値農業・地産地消の推進	農業者	JA	市民	国　東京都	市	農業委員会	商工会議所
① 新鮮で安全安心な農畜産物の供給	◎	◎	◎	◎	◎	△	△
② 環境保全型農業の推進	◎	◎	○	◎	◎	△	△
③ 道の駅八王子滝山の活用促進	○	○	○	○	◎	○	△
④ 6次産業化への取り組み	◎	○	○	○	◎	△	◎
⑤ 学校給食への利用拡大の推進	◎	◎	◎	○	◎	○	△
⑥ 個人直売所への支援	◎	○	◎	○	◎	△	△
⑦ 各種農業体験の実施を通した食農教育の推進	○	○	○	○	◎	△	△
⑧ ブランド化の推進	◎	◎	○	○	◎	○	○
⑨ 東京型スマート農業の推進	◎	○	△	◎	◎	○	△

※◎…中心的な推進主体　○…支援・協力及び助言を主体　△…支援・協力及び助言を行う

施策の柱　4　地域で共創する農業の推進

①市民の農への参加の促進

農業に対する関心の高まりや地域農業の維持・発展に向けて、市民の多様な農業参画を促進します。市民農園や農家開設型農園の活用を進めるとともに、はちおうじ農業塾を通じて農業技術の習得や農業への理解を深める機会を提供します。また、東京都農林水産振興財団の「とうきょう援農ボランティア」制度の周知を図り、市民と農業者を結ぶ仕組みを強化します。さらに、援農活動を行う団体や地域農業者との連携を推進し、農作業体験や交流活動などを通じて、市民が身近に農とふれあい、継続的に農業に関わることのできる環境づくりを進めます。これにより、農地の保全や地域コミュニティの活性化を図り、都市農業の多面的機能の発揮につなげます。

②体験農園や観光農園の普及

本市の農業や地域資源を活かした収穫体験や観光農園の充実を図ります。農業者と関係団体との連携を促進し、市民や来訪者が農とふれあう機会を創出することで、交流人口の拡大と地域農業の活性化を目指します。

③各種農業体験の実施を通した食農教育の推進（再掲）

子どもたちが農業や食の大切さを学び、健全な食習慣を育むため、地域と連携しながら収穫体験や農業体験などの取組を推進します。また、学校給食における八王子産農畜産物の活用を促進し、生産者との交流を通じて地域農業への理解を深め、食育・食農教育の充実を図ります。

④農福連携の推進

障害者等が身近な自然や農業に接することを通じ、農を楽しみ、人と出会い、関係を広げ、障害を持つ人々のリハビリや自立の足がかりとなる場としての活動等、社会参加の機会拡大を図るため関係機関と協議します。

⑤ブランド化の推進（再掲）

八王子産農畜産物の魅力や品質を広く発信し、地域農業の価値向上と農業者の所得向上を図るため、ブランド化を推進します。農産物の特長や栽培へのこだわりを発信するとともに、八王子産と分かる表示や認証マーク等の仕組みや周知を検討し、直売所や飲食店、事業者等との連携による販路拡大とPR活動を強化します。また、地域資源を活用した特産品開発を支援し、八王子ブランドの確立と認知度向上を目指します。

⑥東京型スマート農業の推進（再掲）

都市農業の持続的な発展に向け、省力化や生産性向上を図る東京型スマート農業を推進します。除草ロボットや農業用ドローン等の先端技術の導入を支援するとともに、センサーやICTを活用した栽培管理や生育データの分析、AIを活用した効率的な農業経営の促進、生産性の向上や労働負担の軽減、気候変動リスクへの対応力の強化を図ります。また、農業分野に関する研究に取り組む大学等と連携し、東京の実態に合ったスマート農業技術や都市型経営の開発を展開していきます。

施　策 （4） 地域で共創する農業の推進	農業者	JA	市民	国　東京都	市	農業委員会	商工会議所	NPO等
① 市民の農への参加の促進	◎	○	◎	○	○	◎	—	◎
② 体験農園や観光農園の普及	◎	◎	◎	○	○	◎	—	○
③ 各種農業体験の実施を通した食農教育の推進（再掲）	◎	◎	◎	○	○	◎	—	○
④ 農福連携の推進	◎	○	◎	○	○	◎	—	○
⑤ ブランド化の推進（再掲）	◎	◎	○	○	◎	○	○	—
⑥ 東京型スマート農業の推進（再掲）	◎	○	△	◎	◎	○	△	—

※◎…中心的な推進主体　○…支援・協力及び助言を主体　△…支援・協力及び助言を行う



自動搾乳ロボットによる乳牛の管理（スマート農業）

2 将来指標

八王子農業の将来像である「好循環を生み出す活力ある都市農業」の実現に向け、その達成状況を総合的に把握するための将来指標を設定します。将来像の実現には、農業生産の基盤である農地及び担い手の維持・確保が必要となるため、認定農業(新規就農)者率、農地集積率、農産物売上額などを将来指標として定め、これらの目標達成に向けて各種施策を計画的かつ効果的に推進するとともに、その成果と進捗状況を検証します。

(1)成果指標

①認定農業(新規就農)者率≪施策の柱1≫

農業者総数に占める認定農業者及び新規就農者の割合を把握し、地域農業を担う意欲ある担い手の育成・確保の状況を評価します。農家戸数の減少が見込まれる中、単なる人数ではなく割合で捉えることで、担い手の質と厚みの向上を適切に測定できることから、本施策の成果を示す指標として設定します。

(%)

現状値	目標値
14.9 (121経営体)	28.8 (200経営体)

②農地集積率≪施策の柱2≫

将来にわたり農地を維持・活用し、効率的かつ安定的な農業経営を実現していくためには、 地域農業の中核的な担い手である認定農業者等への農地集積を促進することが重要です。

今後、農地バンクを活用した農地のマッチングや生産緑地の貸借促進等の取組を進めることで、認定農業者等への農地集積を推進します。これにより、10年間で農地集積率を37.3%とすることを目標に設定します。

(%)

現状値	目標値
19.2 (130.9ha)	37.3 (223.9ha)

③農産物売上額≪施策の柱3≫

農産物の売上額は、農業者による生産活動や販売力の向上、農地の有効活用、担い手の確保・育成、地産地消の推進など、本計画に基づく様々な取組の成果が反映される指標です。

今後、認定農業者や認定新規就農者の確保・育成、農地利用の促進、販路拡大などの施策を推進することで農業所得の向上を図り、農産物の売上額の増加を目指します。

(百万円／年)

現状値	目標値
2,465	3,000

④市民等と活動している農業者の割合≪施策の柱4≫

農業者が市民や大学・企業と連携していくことは、本市農業の活性化にとって重要であることから、体験農業や農福連携、共同研究など、市民等との活動を広くとらえ、評価できるものとして、こちらを設定しています。

（%）

現状値	目標値
10.4 （85経営体）	26.1 （181経営体）

(2)個別指標

①農地貸借件数(施策の柱2-③)

農地所有者と担い手とのマッチング支援や農地バンク制度の活用促進等に取り組み、農地貸借件数を現状値 80 件から目標値200件へ増加させることで、農地の流動化と有効利用を促進し、遊休農地の発生防止と地域農業の持続的な発展を図ります。

（件）

現状値	目標値
80	200

②エコ農産物認証取得件数(施策の柱3-②)

環境保全型農業の普及・定着を図るため、エコ農産物認証制度の活用を推進し、認証取得に取り組む農業者の拡大を目指します。認定農業者や新規就農者への支援に加え、市民のエコ農産物への関心の高まりを踏まえ、認証取得の促進を図るため、計画期間中に認証取得件数を75件にすることを目標として設定します。これにより、環境に配慮した農業の実践を推進し、持続可能な都市農業の実現を目指します。

（件）

現状値	目標値
24	75

③学校給食センターへの登録農家数(施策の柱3-⑤)

学校給食における市内産農産物の利用拡大を通じて、農業者、学校、地域及び行政の連携による地域共創を推進するため、学校給食センターへの登録農家数を指標として設定します。登録農家の確保や出荷体制の強化を進め、現状値 55 件から目標値 75 件への増加を目指すことで、地産地消の推進、食育の充実、農業者の販路拡大及び持続可能な地域農業の形成を図ります。

（件）

現状値	目標値
55	75

④農産物直売所件数（施策の柱3-⑥）

農業者の販売力向上に向けた支援や新規就農者の販路確保、地域特性を活かした直売活動の促進を図るとともに、農業者や関係団体等との連携により直売機能の充実を推進します。
これらの取組を通じて、市内農産物の流通機会の拡大及び地産地消のさらなる推進を図るため、農産物直売所件数を10年間で120件にすることを目標として設定します

（件）

現状値	目標値
59	120

⑤商品開発新規品目数（施策の柱3-⑧）

農業者による加工品開発や6次産業化の取組を支援するとともに、大学や市内事業者等との連携による新商品の開発及び販路拡大を促進します。八王子産農産物の高付加価値化とブランド力の向上を図り、地域農業の活性化につなげるため、「商品開発新規品目数」を指標として設定し、計画期間中に65品目の開発を目標とします。

（品目）

現状値（新規指標）	目標値
2	65

⑥スマート農業関連取組件数（施策の柱3-⑨、施策の柱4-⑥）

農業者の高齢化や労働力不足への対応を図るため、スマート農業技術の導入を積極的に推進する必要があります。このため、補助制度の周知や導入支援を強化し、幅広い農業者への普及を図ることで、毎年継続的な取組件数の増加を目指します。これにより、10年間で取組件数を 100 件まで拡大し、農作業の省力化や農業経営の効率化、経営基盤の強化を推進します。

（件）

現状値	目標値
2	100

⑦農福連携従事時間（施策の柱4-④）

農福連携は、農業経営における営農環境の向上に寄与するとともに、障害のある方等の社会参加や就労機会の拡大につながる取組です。今後、就労先としても農業を選択できるよう、農業者と福祉事業所等とのマッチング支援や受入体制の整備、関係機関との連携強化を進めます。また、障害者一人ひとりの特性や能力、健康状態に応じて無理なく農業活動に参加できる環境整備の進展や受入機会の拡大を把握するための指標として「農福連携従事時間」を設定し、現状値年間 575 時間から目標値年間 1,200 時間への増加を目指します。

（時間）

現状値	目標値
575	1,200

3 営農類型と経営モデル

八王子市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、八王子市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

―農業類型ごとの方向―

作目を中心に、以下のような経営モデルを設定し、農家経営の指標とする。

(1)野菜を中心とした農業経営

直売所、市場出荷、契約栽培、観光農業などの販売・出荷形態や、作目構成等による経営モデル。

営農類型	耕地面積 (a) 及び 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	所得 (千円)	主な施設、機械
露地野菜 【多品目野菜の直売を主とした経営】	90 90	1	ホウレンソウ、ナス、カリフラワー、コマツナ、ピーマン、ブロッコリー	3,000	トラクター、保冷庫
露地野菜 【多品目野菜の直売を主とした経営】	50 80	3	ダイコン、カブ、ホウレンソウ、スイートコーン、ジャガイモ	3,000	育苗ハウス、トラクター、保冷庫
複合経営(露地野菜＋施設野菜) 【野菜の学校給食・契約出荷を組み合わせた経営】	110 120	3 ＋3 (雇用)	トマト、サトイモ、ダイコン、ジャガイモ、ニンジン、サツマイモ、ホウレンソウ	3,720	鉄骨ハウス、パイプハウス、トラクター、耕運機
複合経営(露地野菜＋施設野菜＋果樹類) 【野菜の学校給食・直売を組み合わせた経営】	90 240	3	コマツナ、ホウレンソウ、カブ、キュウリ、ダイコン、ニンジン、モロヘイヤ、パッションフルーツ	8,000	パイプハウス、トラクター、野菜洗浄機、播種機
複合経営(露地野菜＋施設野菜＋花き・花木) 【農業体験と直販を主とした経営】	70 85	3	トマト、シュンギク、エダマメ、トウモロコシ、ナス、キュウリ、ネギ、切り花	4,400	パイプハウス、育苗ハウス、トラクター、電気乾燥機、暖房機
複合経営(シイタケ＋果樹類) 【シイタケを中心とした経営】	ほだ木 25,000本	3	シイタケ、菌床キクラゲ、ブルーベリー	6,700	シイタケ発生舎、休養舎・榾場、フォークリフト、植菌ロボット、保冷庫

(2)水稲を中心とした農業経営

水稲と野菜の複合経営モデル。

営農類型	耕地面積(a) 及び 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	所得 (千円)	主な施設、機械
複合経営(稲作＋露地野菜＋施設野菜) 【水稲と野菜の直売を中心とした経営】	80 135	1 ＋1 (雇用)	水稲、トウモロコシ、トマト、ネギ、サトイモ、ホウレンソウ	3,500	パイプハウス、トラクター、管理機
複合経営(稲作＋露地野菜) 【水稲と野菜の直売を中心とした経営】	90 90	3	水稲、ネギ、ナス、サツマイモ、トウモロコシ、ブロッコリー、ピーマン	4,500	トラクター、野菜洗浄機、乾燥機

(3)花き・果樹・植木等を中心とした農業経営

市場出荷を中心に代表的な種類による経営モデル。

営農類型	耕地面積(a) 及び 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	所得 (千円)	主な施設、機械
花き・花木 【市場出荷と直売を組み合わせた経営】	20 30	2 ＋1 (雇用)	花苗(ジュリアン、ベゴニアなど)	3,000	ガラス温室、パイプハウス、トラクター、土壌消毒機、ポッティングマシーン、暖房機
複合経営(花き・花木＋稲作＋果樹類) 【市場出荷と直売を組み合わせた経営】	250 260	3 ＋10 (雇用)	鉢花(シクラメン)、花苗、野菜苗、水稲、パッションフルーツ	4,500	鉄骨ハウス、トラクター、土壌消毒機、ポッティングマシーン、冷凍庫
花き・花木 【直売と契約出荷を組み合わせた経営】	170 170	2 ＋6 (雇用)	植木(オタフクナンテン、フイリアベリアなど)、飼料(シラカシ、ネズミモチなど)	3,000	トラクター、バックホー、小型移動式クレーン

(4)畜産を中心とした農業経営

加工製品、生卵を直売する酪農、養鶏の経営モデルと市場出荷の畜産・酪農経営モデル。

営農類型	飼養頭羽数（頭、羽）、耕地面積(a)及び作付面積(a)	労働力（人）	主な品目	所得（千円）	主な施設、機械
複合経営（酪農＋露地野菜）	経産牛 20 肉用子牛 10 100 128	4 ＋3 （雇用）	生乳、肉牛、ナバナ、シュンギク、クウシンサイ	5,000	畜舎、堆肥舎、搾乳機、バルククーラー、トラクター
複合経営（養豚＋水稲）	肥育豚 50 270 280	3	肥育豚、水稲、米加工品	5,000	畜舎、トラクター、管理機、乾燥機
複合経営（酪農＋水稲） 【粗飼料と堆肥を生産する経営】	経産牛 50 250 320	4 ＋4 （雇用）	生乳、水稲、堆肥	3,000	畜舎、堆肥舎、搾乳機、固液分離機、トラクター、飼料作物用機械、水稲用機械
酪農 【酪農と乳製品製造販売する経営】	経産牛 50 230 20	4 ＋10 （雇用）	生乳、乳加工品（アイス）	7,000	牛舎、ビニールハウス、バルククーラー、加工製造機器
養鶏 【直売を主とする経営】	採卵鶏 4,000	2 ＋7 （雇用）	鶏卵、堆肥	3,000	鶏舎、自動選卵選別機、自動販売機、高速堆肥化装置



収穫期を迎えたブルーベリー

資　料

― 資　料 －

資料1 八王子市農業振興計画懇談会参加者名簿

資料2 八王子市農業振興計画懇談会開催要綱

資料3 八王子市農業振興計画懇談会開催経過

資料4 「第4次八王子市農業振興計画（素案）」のパブリックコメントの結果について

資料5 八王子市農業振興計画策定のための農家アンケート結果

資料6 用語解説

≪資料 1≫

八王子市農業振興計画懇談会参加者名簿

◎…座長 ○…副座長

所属団体	役職等	氏　　名
八王子市農業委員会	農地委員長	田中 政博
〃	農政委員長	米津 元一
〃	運営協議会委員	峰尾 幸代
八王子市農協	指導経済部長	○ 内山 賢一
〃	青壮年部長	町田 紘一
農業者	認定農業者	菱山 まり子
東京都農業会議	事務局長	◎ 松澤 龍人
東京都農業振興事務所	課長代理	平野 優美
南多摩農業改良普及センター	所長	小林 和郎
商工会議所	事務局次長兼業務部長	小野 桂一
市民公募	―	岩井 真理子
〃	―	林 明子
八王子市	経済産業部長	真辺 薫

≪資料 2≫

八王子市農業振興計画懇談会開催要綱

（開催）

第1条　この要綱は、八王子市農業振興計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、食料、農業及び農村をめぐる情勢が大きく変化する中、農業の担い手不足、遊休農地の増加、都市住民の農地利用ニーズの高まり等　新たな課題に対応するとともに、安全かつ新鮮な農産物の供給による地産地消の推進や農地の持つ多様な機能を発揮した活力ある産業振興を図ることを目的に、市民、農家、農業関係機関等の意見を聴取するため、八王子市農業振興計画懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（意見聴取事項）

第2条　懇談会は、計画の策定に関し、次に掲げる事項について意見聴取及び意見交換を行う。

（1）本市の農業を取り巻く現状及び課題の整理
（2）将来の農業振興の方向性（施策の柱・目標）
（3）重点施策及び取組の方向性
（4）担い手確保、農地利用、地産地消、スマート農業等の施策に関する事項
（5）計画（案）に対する意見
（6）その他必要な事項

（構成）

第3条　懇談会は、次に掲げる者で構成する。

（1）農業委員会の代表	3名以内
（2）農業協同組合の代表	1名以内
（3）農業関係者	2名以内
（4）学識経験者	4名以内
（5）公募による市民	2名以内
（6）八王子市経済産業部長	

（座長及び副座長）

第4条　懇談会に座長及び副座長を置く。

2　会議の司会・進行は座長が務める。

3　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　会議は、経済産業部農林振興・獣害対策課長が招集する。

（公開及び情報公開）

第6条　懇談会は原則公開とする。

2　会議資料及び議事の概要は、市ホームページ等で公表するものとする。

3　個人情報等を含む場合は、非公開とすることができる。

（庶務）

第7条　懇談会の庶務は、経済産業部農林振興・獣害対策課において処理する。

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済産業部農林振興・獣害対策課長が定める。

附則

この要綱は、令和８年（2026 年）7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和９年（2027 年）3 月 31 日にて廃止する。

≪資料 3≫

八王子市農業振興計画懇談会開催経過

農家アンケート調査の実施　令和8年6月 12 日～7 月17日
パブリックコメントの実施　令和8年 12 月 15 日～令和9年 1 月 20 日

日　　時	議　　題
令和8年7月30日(木) 午後6時30分～午後8時30分 市役所7階701会議室	・参加者の紹介について ・座長・副座長の選任について ・八王子農業の概要について ・農業振興計画策定の経過と八王子市農業振興計画の構成について ・今後のスケジュールについて
令和8年9月2日(水) 午後6時30分～午後8時30分 市役所8階802会議室	・「第4次八王子市農業振興計画」の策定に向けた農業に関するアンケート調査結果について ・「第4次八王子市農業振興計画」における施策の柱について八王子農業の方向性と役割について
令和8年10月7日(水) 午後6時30分～午後8時 市役所8階802会議室	・第4次農業振興計画の素案について ・今後のスケジュールについて
令和9年2月●日(●) 午後6時30分～午後8時 市役所8階802会議室	・第4次農業振興計画について ・今後のスケジュールについて

≪資料　4≫

「第4次八王子市農業振興計画（素案）」のパブリックコメントの結果について

1. 意見募集の概要

募集期間　：令和8年（2026年）12月●日（●）　～令和9年（2027年）1月●日（●）（●日間）

募集方法　：直接持参、郵送、FAX、Eメール

2. 意見提出者数及び提出内訳

提出者数　：●名（●件）

直接持参	郵送	FAX	Eメール
●人	●人	●人	●人

「第4次八王子市農業振興計画（素案）」についての意見の要旨及び市の考え方

番号	いただいたご意見	市の対応
1		
2		
3		
4		
5		

≪資料　5≫　　八王子市農業振興計画策定のための農家アンケート結果

八王子市農業振興計画策定のための農家アンケート結果

本計画の策定に際し、市内農家にアンケート調査を行いました。

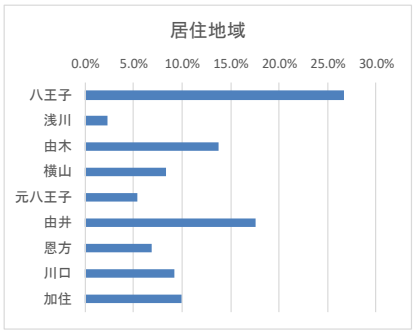
《調査方法》
- 調査地域：　市内全域
- 調査対象：　市内農業者
- 調査戸数：　300名
- 調査方法：　郵送配付・郵送回収法
- 調査期間：　6月25日から7月17日

《回収結果》
- 有効回収数：136
- 有効回収率：45.3%

1.農業経営の現状についてうかがいます

1.ア　お住まいの地区は。

	回答選択	割合
1	八王子	26.7%
2	浅川	2.3%
3	由木	13.7%
4	横山	8.4%
5	元八王子	5.3%
6	由井	17.6%
7	恩方	6.9%
8	川口	9.2%
9	加住	9.9%
	合　計	100.0%

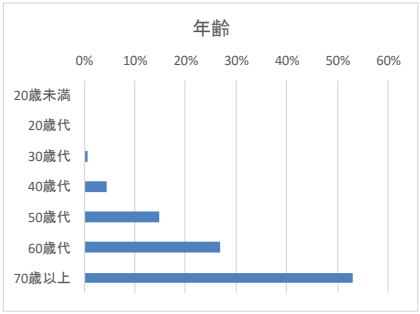


1.イ　あなたの性別は。

	回答選択	割合
1	男	91%
2	女	9%
	合　計	100%

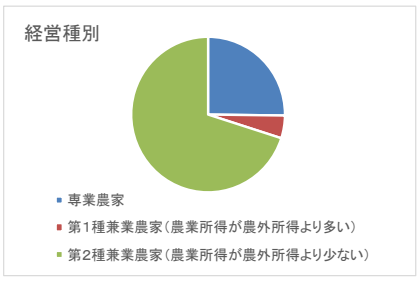
1.ウ　あなたの年齢は。

	回答選択	割合
1	20歳未満	0%
2	20歳代	0%
3	30歳代	1%
4	40歳代	4%
5	50歳代	15%
6	60歳代	27%
7	70歳以上	53%
	合　計	100%



1.エ　あなたの家の農業経営は次のどれですか。

	回答選択	割合
1	専業農家	25%
2	第１種兼業農家（農業所得が農外所得より多い）	5%
3	第２種兼業農家（農業所得が農外所得より少ない）	70%
	合　　計	100%

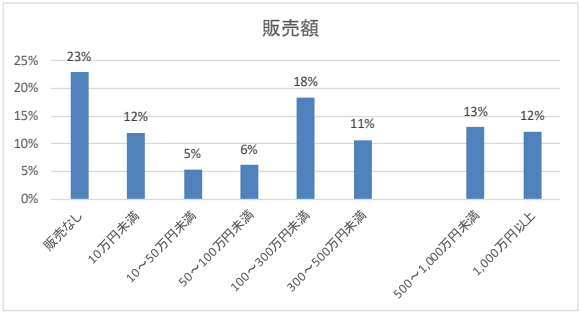


1.オ　あなたの家の経営耕地は次のどれにあたりますか。また、耕地面積はどのくらいになりますか。

	回答選択	市街化区域	調整区域	市外
1	５ａ未満	7	6	1
2	５～10ａ未満	11	7	0
3	10～20ａ未満	11	10	1
4	20～30ａ未満	11	11	1
5	30～50ａ未満	16	13	0
6	50～70ａ未満	15	9	0
7	70～100ａ未満	13	7	0
8	100a(1ｈａ)以上	9	9	0
9	300a(3ｈａ)以上	0	1	0
10	500a(5ｈａ)以上	1	4	0

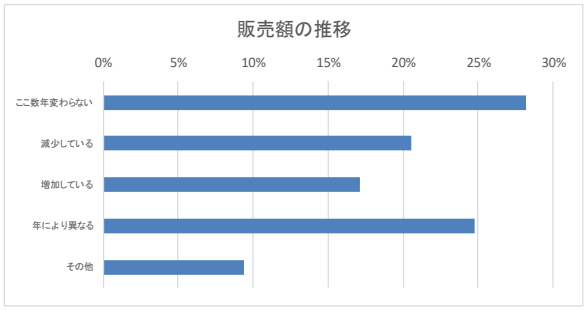
1.カ　あなたの家の年間農産物販売額は。

	回答選択	割合
1	販売なし	23%
2	10万円未満	12%
3	10～50万円未満	5%
4	50～100万円未満	6%
5	100～300万円未満	18%
6	300～500万円未満	11%
7	500～1,000万円未満	13%
8	1,000万円以上	12%
	合　計	100%



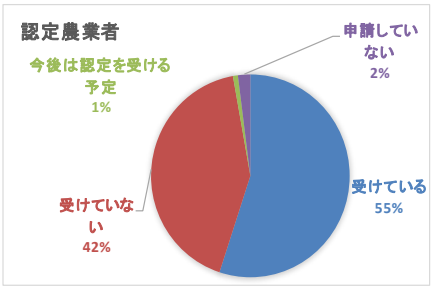
1.キ　販売額の最近の推移は。

	回答選択	割合
1	ここ数年変わらない	28%
2	減少している	21%
3	増加している	17%
4	年により異なる	25%
5	その他	9%
	合　計	100%



1.ク　認定農業者の認定を受けていますか。

	回答選択	割合
1	受けている	55%
2	受けていない	42%
3	今後は認定を受ける予定	1%
4	申請していない	2%
	合　計	100%



1.ケ　消費者を迎えての観光農業を行っていますか。

	回答選択	割合
1	行っている	12%
2	行っていない	83%
3	興味がある	4%
4	その他	1%
	合　計	100%

2.農業従事者の状況についてうかがいます

問1（1）　あなたの家の農業従事者についてお答えください。

年間150日以上または、少しでも自営農業に従事した15歳以上
（その他）の世帯員はいますか。「いる」場合は、該当する人数を記入してください。

	回答選択	割合
1	いない	42%
2	いる	58%
	合　計	100%

回答選択	人数
150日以上	110
その他	28
合　計	138

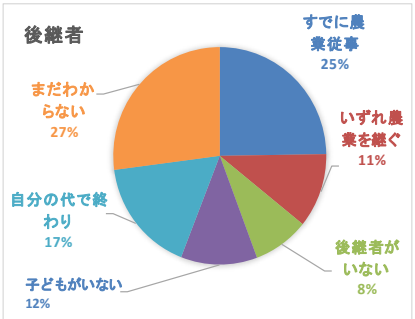
問1（2）　お手伝いさんなど、農業を補助する方（世帯員以外）はいますか。
「いる」場合は人数を記入してください。

	回答選択	割合
1	いない	67%
2	いる	33%
	合　計	100%

回答選択	人数
ボランティア	135
パート	22
常勤	15
その他	33
合　計	204

問2　あなたの家には農業後継者がいますか。（○は1つだけ）

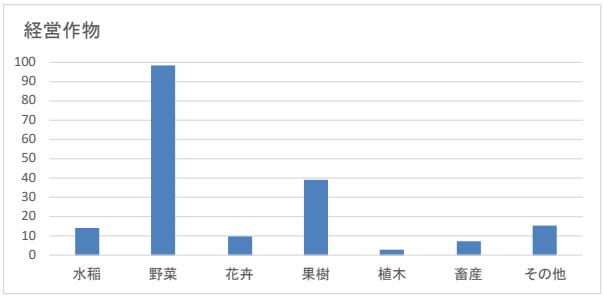
	回答選択	割合
1	すでに農業従事	25%
2	いずれ農業を継ぐ	11%
3	後継者がいない	8%
4	子どもがいない	12%
5	自分の代で終わり	17%
6	まだわからない	27%
	合 計	100%



3．生産と販売の現状と今後についてうかがいます

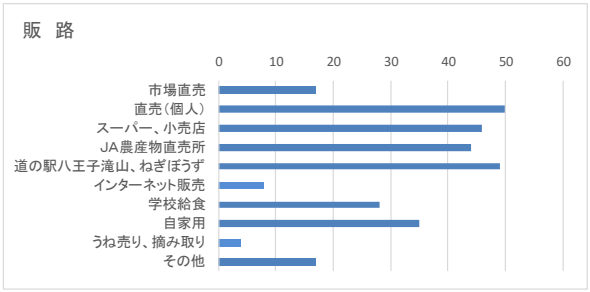
問3　経営作物についてお答えください。（複数回答）

	回答選択	回答数
1	水稲	14
2	野菜	98
3	花卉	10
4	果樹	39
5	植木	3
6	畜産	7
7	その他	15
	合　計	186



問4　あなたの家でつくられる農産物はどのように販売していますか。

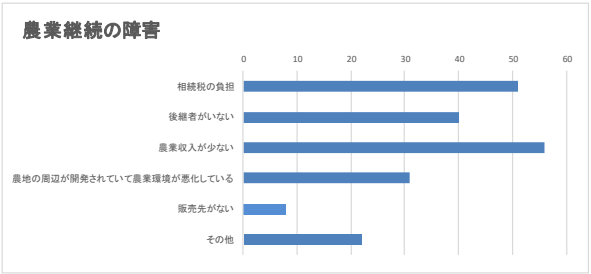
	回答選択	回答数
1	市場直売	17
2	直売（個人）	50
3	スーパー、小売店	46
4	ＪＡ農産物直売所	44
5	道の駅八王子滝山、ねぎぼうず	49
6	インターネット販売	8
7	学校給食	28
8	自家用	35
9	うね売り、摘み取り	4
10	その他	17
	合　計	298



4．あなたの家の農業への取り組みについてうかがいます　（複数回答）

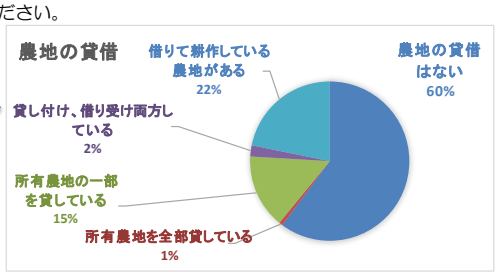
問5　農業を続けていくために障害となっているものは何ですか。

	回答選択	回答数
1	相続税の負担	51
2	後継者がいない	40
3	農業収入が少ない	56
4	農地の周辺が開発されていて農業環境が悪化している	31
5	販売先がない	8
6	その他	22
	合　計	208



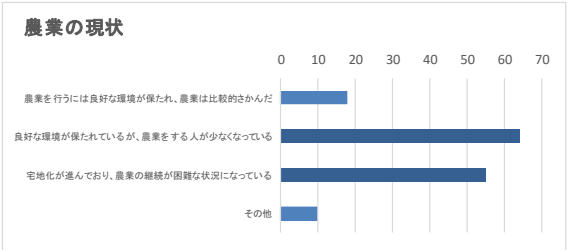
問6　あなたの家の農地の貸借について、次の中から1つを選んで番号に○をつけてください。

	回答選択	割合
1	農地の貸借はない	60%
2	所有農地を全部貸している	1%
3	所有農地の一部を貸している	15%
4	貸し付け、借り受け両方している	2%
5	借りて耕作している農地がある	22%
	合　計	100%



問7　あなたの家の周辺や集落の農業の現状はどれに近いでしょうか。（複数回答）

	回答選択	回答数
1	農業を行うには良好な環境が保たれ、農業は比較的さかんだ	18
2	良好な環境が保たれているが、農業をする人が少なくなっている	64
3	宅地化が進んでおり、農業の継続が困難な状況になっている	55
4	その他	10
	合　計	147

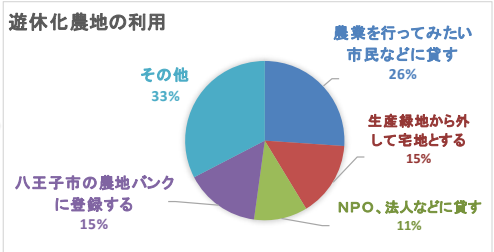


問8　あなたの家の農地には、ここ１年以上、耕作を行っていない遊休化した農地がありますか。それはどれくらいの面積ですか。

	回答選択	割合
1	ない	67%
2	現在はないが、将来生まれる可能性がある	15%
3	ある	18%
	合　計	100%

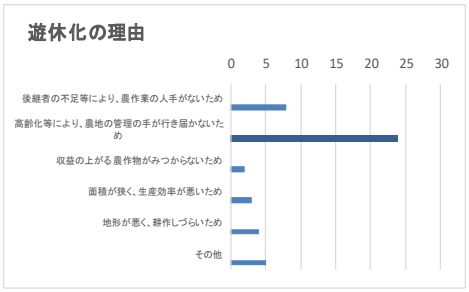
問9　（問８で2,3と答えられた方にうかがいます）遊休化した農地、あるいはこれから遊休化するおそれのある農地は、どのような利用が適切だと思われますか。（○は1つ）

	回答選択	割合
1	農業を行ってみたい市民などに貸す	26%
2	生産緑地から外して宅地とする	15%
3	ＮＰＯ、法人などに貸す	11%
4	八王子市の農地バンクに登録する	15%
5	その他	33%
	合　計	100%



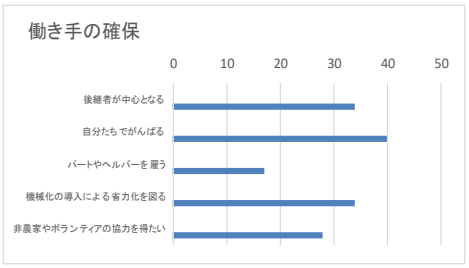
問10　（問８で2,3と答えられた方にうかがいます）農地の遊休化の理由は何ですか。あてはまるものを選んで下さい。（複数回答）

	回答選択	回答数
1	後継者の不足等により、農作業の人手がないため	8
2	高齢化等により、農地の管理の手が行き届かないため	24
3	収益の上がる農作物がみつからないため	2
4	面積が狭く、生産効率が悪いため	3
5	地形が悪く、耕作しづらいため	4
6	農業用水の汚染、雨水の流入など土地条件が悪いため	0
7	薬剤散布（農作物被害防除用）や施肥の際に、近隣からの苦情があり、農地の管理がしづらいため	0
8	その他	5
	合　計	46



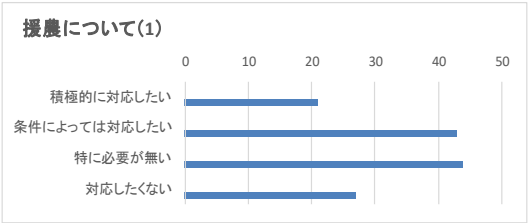
問11　（問8で1と答えた方にうかがいます）今後の農地を維持するため、働き手の確保についてどう考えていますか。（複数回答）

	回答選択	回答数
1	後継者が中心となる	34
2	自分たちでがんばる	40
3	パートやヘルパーを雇う	17
4	機械化の導入による省力化を図る	34
5	非農家やボランティアの協力を得たい	28
6	規模を縮小する	21
7	その他	9
	合　計	183



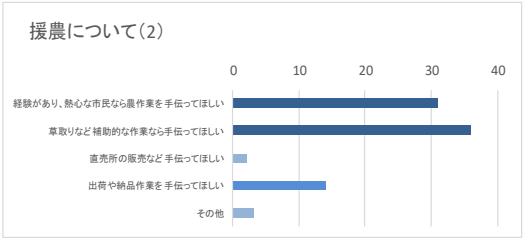
問12(1)　市民による援農（農作業の手伝い）について、あてはまるものを選んで下さい。（複数回答）

	回答選択	回答数
1	積極的に対応したい	21
2	条件によっては対応したい	43
3	特に必要が無い	44
4	対応したくない	27
	合　計	135



問12(2)　（問12(1)で1または2と答えた方に伺います）どのような援農なら受け入れられると考えますか。

	回答選択	回答数
1	経験があり、熱心な市民なら農作業を手伝ってほしい	31
2	草取りなど補助的な作業なら手伝ってほしい	36
3	直売所の販売など手伝ってほしい	2
4	出荷や納品作業を手伝ってほしい	14
5	その他	3
	合　計	86

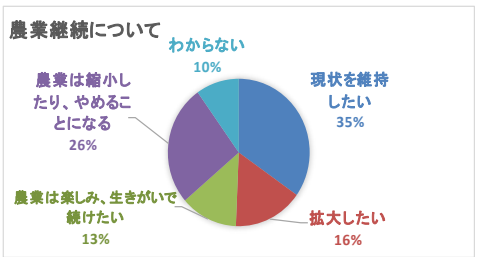


問13　あなたは今後、ご自分で市民農園や体験農園を開設してみたいと思いますか。（○は1つ）

	回答選択	割合
1	開設したい	6%
2	興味はある	19%
3	開設したいと思わない	51%
4	わからない	24%
	合　計	100%

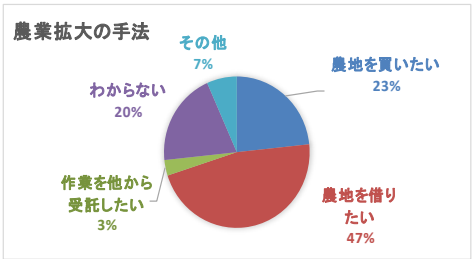
問14　あなたの家で農業を続けることについてどのようにお考えですか。（○は1つ）

	回答選択	割合
1	現状を維持したい	35%
2	拡大したい	16%
3	農業は楽しみ、生きがいで続けたい	13%
4	農業は縮小したり、やめることになる	26%
5	わからない	10%
	合　計	100%



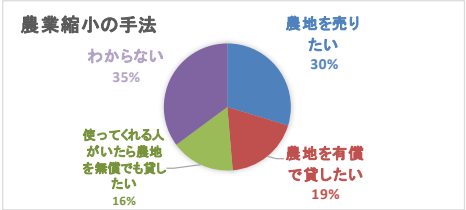
問15　（問14で2と答えられた方に伺います）農業を拡大したい場合、農地をどのように手当てしたいと思いますか。（○は1つ）

	回答選択	割合
1	農地を買いたい	23%
2	農地を借りたい	47%
3	作業を他から受託したい	3%
4	わからない	20%
5	その他	7%
	合　計	100%



問16　（問14で4と答えた方に伺います）農業を縮小したりやめた場合、農地をどのようにしたいと思いますか。（○は1つ）

	回答選択	割合
1	農地を売りたい	30%
2	農地を有償で貸したい	19%
3	使ってくれる人がいたら農地を無償でも貸したい	16%
4	作業を他の人に委託したい	0%
5	わからない	35%
	合　計	100%



問17　近い将来、あなたの家の農業経営で取り組んでいきたいことがありますか。（複数回答）

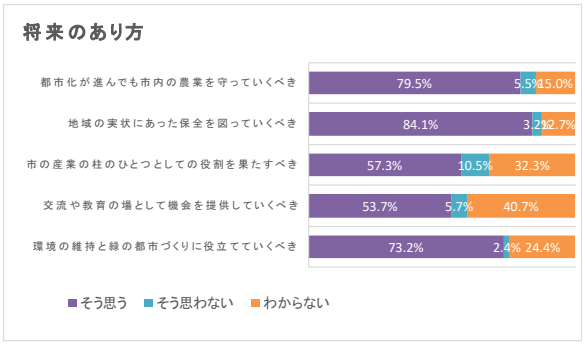
	回答選択	回答数
1	担い手を中心とする生産体制の強化	24
2	作物の品質向上・省農薬農業や有機農法への切り替え	18
3	施設・設備の拡充やスマート農業の導入と活用	25
4	新種の農産物栽培など、新しい農法への取り組み	21
6	家族や仲間との農業の企業化、法人化	12
7	農地の購入・借り上げなどの経営農地の拡大	18
8	直売や契約出荷など新たな流通経路の開拓	24
9	観光農園やレジャー農園など、交流型農業への取り組み	18
10	特に考えていない	66
11	その他	6
	合　計	232

※「スマート農業」とはロボと、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと

5．これからの農業についてうかがいます

問18　市内の農業は、将来、どうあるべきだとお考えですか。

	回答選択	そう思う	そう思わない	わからない
1	都市化が進んでも市内の農業を守っていくべき	79.5%	5.5%	15.0%
2	地域の実状にあった保全を図っていくべき	84.1%	3.2%	12.7%
3	市の産業の柱のひとつとしての役割を果たすべき	57.3%	10.5%	32.3%
4	交流や教育の場として機会を提供していくべき	53.7%	5.7%	40.7%
5	環境の維持と緑の都市づくりに役立てていくべき	73.2%	2.4%	24.4%
	合　計			



問19　あなたは市内の農業を守り育てていく上で、どのようなことが大切だとお考えですか。（複数回答）

	回答選択	回答数
1	**農業所得の向上**	468
2	**新たな販路の開拓**	92
3	直売所やインターネット販売などを想定した少量多品目型の栽培	37
4	6次産業化への取組	25
5	スマート農業の導入などによる農作業の効率化	21
6	気候変動など、今後増加するリスクへの対応強化	35
7	GAP認証取得など生産体制の強化	60
8	農産物の品質向上や規格を統一し、ブランド力を高める	9
9	新しい作物を導入し、生産・出荷できる品目を増やす	18
10	営農意欲の高い人に農地を集め、経営を支援する	20
11	若い世代の就農者を支援していく	32
12	市民・消費者と農業者の交流の機会を増やしていく	68
13	その他	40
	合　計	925

問20　あなたは、八王子市の農業振興のために、どのような取り組みに力をいれるべきだと思いますか。（複数回答）

回答選択	回答数
安定した農業経営の確立	66
中核的な担い手の育成と確保	29
地産地消の促進	48
農の多面的機能と環境の保全	31
農業ボランティアなど、営農を支援する制度の継続など労働力の確保	40
共同直売所の設置など販売先の確保	31
農業資機材購入に対する補助制度	64
パイプハウス等農業施設の建設に係る補助制度	43
地域の農産物・加工品の直売事業等の支援	27
ほ場・農道・用排水路など農業基盤整備	38
農村の生活環境の整備、快適な田園都市空間づくり	14
農業者と市民、都市生活者間の交流の促進	26
認定農業者など、やる気のある農家への土地集積の促進及び支援	36
遊休農地対策による農地の有効活用の促進（農家開設型農園の開設や農地バンク制度による農地の貸し借りなど）	29
流通対策、PR対策、ブランド確立の支援	15
食と農業の体験等をとおしての教育・ひとづくり	22
農業生産と販売に向けた生産組合、JAなどの活動の支援	31
相続税などの負担軽減	70
鳥獣被害対策の強化	74
その他	6
特にない	5
合　計	745

≪資料 6≫

《用 語 解 説》

【あ行】

EC販売

農産物等をインターネット上で販売し、販路拡大や消費者との直接的な取引を図る手法

エコ農産物（東京都エコ農産物認証制度）

土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を、東京都が認証したもの。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25％以上、50％以上、不使用の3区分で認証される。

【か行】

環境保全型農業推進事業（市独自事業）

市民に安全・安心かつ新鮮な農産物を提供するため、農業者が行う環境保全型農業用資器材（分解マルチシート等）の購入又は農地の土壌改良のための有機質肥料の購入に要する経費の一部を助成する事業。

高付加価値型農業

農産物の品質向上やブランド化、6次産業化、直売、スマート農業等を通じて付加価値を高め、農業所得の向上を図る農業。

【さ行】

食育

国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組を促すこと。

食料・農業・農村基本法

食料、農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、平成11年度に施行された法律。食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮等の実現を基本理念としている。

生産緑地

生産緑地法に基づき、市街化区域内の300 ㎡以上の規模等、一定の要件を満たした農地について、都市計画として生産緑地地区に位置づけたもの。

相続税納税猶予制度

農地に係る相続税を一定の条件を満たした場合、納税を猶予して農業を継続できるようにする制度。この制度は営農が行われることが前提となっているため、農業経営をやめた場合などは猶予されている税額に加えて、利子税も納めることになる。

【た行】

体験農園

市が運営する市民農園とは異なり、農家自らが開設し、耕作の主導権をもって経営・管理する農園。利用者は年間の農園利用料と収穫物代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験できる。

宅地化農地

市街化区域内で生産緑地の指定を受けていない農地で、宅地並み課税を受ける農地。

地域計画

農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の将来の農地利用や担い手の確保・育成について話し合いにより策定する計画。

地産地消

地域で生産された農畜産物を地域で消費すること。

中核的農家

年間農業従事日数150日以上の16歳以上60歳未満の男子農業専従者がいる農家。

定年帰農者

定年退職を機に農業を始める人のこと。

東京型スマート農業

除草ロボットや農業用ドローンなどを活用し、都市農業に適した省力化・高収益化を図る東京都独自のスマート農業の取組。

東京都生産情報提供食品事業者登録制度

生産情報を記録・提供している食品（都内で販売しているもの）とその食品を生産・製造・流通している事業者を東京都が登録する制度。登録マークの使用が認められる。

特定生産緑地

生産緑地指定から30年を経過する農地について、所有者の意向に基づき指定される制度。税制上の優遇措置を継続しながら農地として保全することができる。

都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続と多面的機能の発揮を図るため、国が都市農業の振興に関する基本理念や施策の方向性を定めた法律。

都市農業振興プラン

都市農業の振興や農地保全、多面的機能の発揮を図るため、東京都が施策の方向性を示した計画。

都市農地貸借円滑化法

正式名称は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」。生産緑地等の貸借を可能とし、担い手への農地利用の集積や遊休農地の発生防止を促進する制度。

トレーサビリティ

農畜産物や食品が、「いつ・だれが・どこで・どのように」生産、流通されてきたかという情報（生産履歴）を消費者が把握できるようにする仕組み。

【な行】

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づき、農業者が自ら作成する「農業経営改善計画（5年後の経営目標）」を区市町村が認定した農業者のこと。

認定農業者支援事業費補助金

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定に基づく農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）の八王子市の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が行う改善計画を推進する事業に要する経費の一部を補助することにより、認定農業者の持続的かつ安定的な農業経営の確立に寄与することを目的とする。

事業に要する経費の 2 分の1以内の額とし、毎年度の予算の定める範囲内で交付する。ただし、10万円を限度とする。

農家直営農園

農家や農地所有者が一定の条件を満たした農地において、特定農地貸付法に基づき市と農地の貸付協定を結び自らが農園開設者となって経営する区画貸の市民農園。

農業委員会

農業者の公的代表として農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命した委員により構成される市の行政委員会。農地法に基づく業務のほか、農政対策や担い手の育成、農業者への情報提供などにかかる業務を行っている。

農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が認定した地域。

農畜産物のブランド化

農畜産物の品質や特色、地域性などを活かし、付加価値や認知度を高めること。

農地中間管理機構

農地の貸借を仲介し、担い手への農地集積・集約化を進める公的機関。

農地転用

農地を農産物の生産以外の用途（住宅・駐車場・道路など）に変更すること。

農地バンク制度

本市において、貸付けを希望する遊休農地等の情報を集約し、借り手として登録した認定農業者等へ情報提供を行うことで、農地の貸借を促進する制度。令和2年4月からは、生産緑地を含めた農地を対象としている。

農地利用最適化推進委員

改正農業委員会法により、新たに規定された委員で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱した者のこと。

農福連携

障害者、高齢者等が農業分野で活躍することを通じて、農業の担い手確保と福祉の向上を図る取組。

農用地区域

農業振興地域に指定された区域がある市町村が定める農業振興地域整備計画において、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたって農業上の利用を確保すべき土地として設定された区域。農地の転用は原則不可。

農林業センサス

　国際連合食料農業機関の世界農林業センサス計画に沿って昭和25年から始まった統計調査で、10年ごとに世界農林業センサスとして、5年に日本独自で農業センサスとして実施されている。

【は行】

肥培管理

作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種（はしゅ）、灌漑（かんがい）、施肥、除草等の一連の農作業を適切に行うこと。

分解マルチシート

　農作物の根元の保温シートで、従来のポリエチレンシート等と変わらない効果があり、さらに、土壌中の微生物によって水と炭酸ガスに分解されてしまうため、はがすことが不要で、そのまま土にすき込むことができるシート。

【や行】

遊休農地

　農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。八王子市では、農地バンク制度を活用し、遊休農地の解消を進めている。

【ら行】

6次産業化

　農業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。農畜産物の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）の「1」と「2」と「3」を足し算（又は掛け算）すると「6」になることをもじった造語。

第4次八王子市農業振興計画

～好循環を生み出す活力ある都市農業～

発行日　令和9年（2027年）　月

発　行　八王子市

編　集　八王子市経済産業部　農林振興・獣害対策課

〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
Tel.042－626－3111（代）